

障がい児（者）施設

社会福祉施設等  
施設整備費補助金

協議の手引き

越谷市

福祉部 障害福祉課  
子ども家庭部 子育て支援課

## 障害児(者)の施設整備スケジュール例

年次	月	越谷市	設置主体(事業者)			
準備年度		施設整備相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用地選定・確保</li> <li>・関係行政機関との調整 (農振除外、農地転用、開発許可等)</li> <li>・資金計画</li> <li>・福祉医療機構融資相談</li> <li>・近隣住民への説明等</li> <li>・基本設計 etc...</li> </ul>			
協議年度	4月					
	5月					
	6月					
	7月			←	『社会福祉施設等施設整備費補助金協議書』の提出	
	8月					
	9月					
	10月			社会福祉法人設立認可等審査委員会		
	11月					
	12月					
	1月			国庫補助協議 (厚生局ヒアリング) 国の予算の状況によって前後します。	←	『国庫補助協議書』の提出 国の予算の状況により時期が前後 します。(審査委員会終了後、速や かに提出していただく可能性もあ ります。)
	2月					
	3月					
整備年度	4月	補助金内示	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地転用許可／開発許可</li> <li>・建築確認</li> <li>・入札／工事請負契約 工事着工</li> </ul>		
	5月					
	6月					
	7月	←	工事着工届提出			
	8月	←	補助金交付申請書			
	9月	←	補助金交付決定			
	10月	←	中間時検査			
	11月	←	補助金交付	→	事業者指定相談	
	12月	←	完成時検査	→	工事完了届提出	
	1月	←	事業者指定申請			
2月	←	実績報告書提出				
事業開始年度	4月	←	補助金交付確定	→		
	5月					
	6月					

# 目次

## I はじめに

1	手引きの目的	1
2	協議の窓口	1
3	社会福祉法人設立認可等審査委員会	1

## II 社会福祉施設等施設整備費補助金の協議

1	対象施設等	2
2	対象事業者	2
3	整備計画の策定	2
4	土地	2
5	建物	3
6	資金計画	3
7	職員体制の整備	4
8	関係機関との事前相談等	4
9	地域住民への説明等	4
10	参考：国庫補助協議	4
11	参考：補助金の内示、内示後の補助金等の手続	4
12	参考：補助事業の進捗管理	5
13	参考：施設整備に係る契約手続等	5

14	参考：建物の竣工	5
15	参考：独立行政法人福祉医療機構融資の申込み	5
16	参考：新施設設指導監査	6

【資料編】		7
-------	--	---

○社会福祉施設等施設整備費協議書（関係様式）

○施設整備事業の進捗管理について（関係様式）

# I はじめに

## 1 手引きの目的

この手引きは、障がい児（者）社会福祉施設整備費補助金の協議に関する本市の手続を示すものです。

## 2 協議の窓口

社会福祉施設整備費補助金の協議の窓口は、障がい者施設は福祉部障害福祉課、障がい児施設は子ども家庭部子育て支援課です。

来所で相談する場合は、事前に担当者と電話で来所日時を調整してください。予約なしでお越しいただいても、担当者の不在等により相談に応じられないことがあります。また、来所人数は必要最低限とし、理事長など責任者の方が来所するようにしてください。

- 福祉部障害福祉課 048-963-9164
- 子ども家庭部子育て支援課 048-963-9172

## 3 社会福祉法人設立認可等審査委員会

社会福祉施設等整備費補助金の適正化を図るため審査委員会が設けられています。審査委員会には、設立代表者や理事長など責任者の方に出席していただく場合があります。また、事前に追加資料の提出等を求める場合があります。

審査の内容は、概ね次のとおりです。

- ・ 整備計画（利用者のニーズ）
- ・ 施設整備に係る資金計画
- ・ 整備後の運営費見込み
- ・ 土地の取得、建物の規模等の事業計画
- ・ 指定基準（人員配置、設備）
- ・ 都市計画法、農地法、農業振興法、消防法等の関係機関との協議状況
- ・ その他整備内容に応じて必要な審査

## II 社会福祉施設整備費補助金の協議

施設・事業所の創設、改築、大規模修繕等に対する補助金で、原則として単年度事業です。

### 《補助率》

・国庫補助	3/4 (国2/4 市1/4)	※補助単価に上限あり
・市単促進費補助	1/8	
・事業者負担	1/8	

### 1 対象施設等

障害福祉サービス事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、グループホーム、短期入所等）及び障害者支援施設。

障害児通所支援施設（児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス）

なお、障害児入所施設は、埼玉県にご相談ください。

### 2 対象事業者

社会福祉法人、特定非営利活動法人等、「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」に定める法人。

また、市単促進費補助については、社会福祉法人、公益社団法人、医療法人又は特定非営利活動法人。

### 3 整備計画の策定

施設・事業所の整備に当たっては、利用者ニーズを調査の実施等により具体的に把握し、整備計画を策定してください。

### 4 土地

事業実施に直接必要な土地は、法人が所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則です。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を運営する法人の場合には、土地）に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えありません。この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、これを登記しなければなりません。

土地の購入費は、近隣の公示価格や取引事例を調査し、適正な価格としてください。やむを得ず借地とする場合は、近隣の公示価格や取引事例の調査に加え、借地期間中の支払総額と土地の適正価格との比較等を行い、借地料が過大とならないようにしてください。また、借地借家法に基づき、借地の

期間を30年以上として下さい。なお、法人役員等から賃借により貸与を受けることは望ましくありません。

土地登記の全部事項証明書により権利関係を確認してください。抵当権等、事業実施に支障が生じるおそれのある権利は抹消できることを確認します。

なお、土地の取得及び造成に要する費用は、社会福祉施設整備費補助金の補助対象とはなりません。

## 5 建物

建物は、事業実施に適正な規模とし、適正な価格で整備してください。

また、指定を受けて事業を実施する場合は、訓練作業室や相談室の設置など施設、設備の基準を満たす必要があるため、事前に次の窓口で相談してください。

(指定の窓口)

- ・ 障害者入所施設、障害者通所事業所、グループホーム  
越谷市福祉部障害福祉課 048-963-9164
- ・ 障害児入所施設、児童発達支援センター、児童発達支援、  
放課後等デイサービス  
埼玉県福祉部障害者支援課 地域生活支援担当 048-830-3317

## 6 資金計画

### ① 施設整備に係る事業者負担

法人の理事等からの寄附金等を事業者負担の財源とする場合は、贈与契約書、預金残高証明書、所得証明書などの証拠書類を用意します。預金残高証明書の日付は協議窓口の指示に従ってください。

なお、施設利用(予定)者の保護者等に対する寄附金の強要があったと認められる場合は、施設整備の協議には応じません。

借入金については、独立行政法人福祉医療機構からの借入れのみを認めています。福祉医療機構との協調融資の場合を除いて他の民間金融機関等からの借入は認めていません。

また、工事費の支払時期と補助金の交付時期(年度末)との関係で、つなぎ資金が必要となる場合もあります。

### ② 開設時の運営費

年間施設運営費の3か月分を自己資金で用意します。運営費の収入がサービス提供月の2か月先になるためです。

### ③ 開設後の資金収支

開設後5年間の資金収支計算書を作成します。資金収支の根拠となる利用者数、職員の給与、借入償還金等を適切に見込んでください。

## 7 職員体制の整備

法令等に定める人員基準を満たす職員を配置します。事業所の指定相談（上記5の指定の窓口参照）を受けてください。

## 8 関係機関との事前相談等

補助金の協議には、関係機関の内諾等が必要となります。

### 【事前相談の例】

農振除外、農地転用、開発許可、建築確認、接続道路、給水、排水、緑化、埋蔵文化財、消防、保健所、福祉医療機構など

## 9 地域住民への説明等

地元自治会の代表者に事業計画を説明してください。また、地元自治会の代表者の意向など必要に応じて近隣住民に対する説明会を開催してください。

## 10 参考：国庫補助協議

社会福祉法人設立認可等審査委員会の審査を経たものについて、市が国に国庫補助協議を行います。

市から国への協議書の提出時期は、整備年度の前年度の2月頃となりますので、事業者にあっては国庫補助協議書の作成準備をしておきます。

なお、各年度の国の予算状況によっては、社会福祉法人設立認可等審査委員会の審査で適当と認められた計画であっても補助採択されないこともありますので、あらかじめご了承ください。

## 11 参考：補助金の内示、内示後の補助金等の手続

補助金の内示は例年7月頃になります。国庫補助協議した工事内容・金額が補助対象事業となります。工事内容を変更する場合は、必ず事前に窓口の担当者に相談してください。（事前相談なく変更した場合は補助金交付に影響することがあるので留意してください。）

例年、補助金の交付申請書の提出は10月頃、交付決定通知は11月頃、概算交付は3月頃ですが、内示の時期により前後することがありますので、所管の窓口の指示に従って行ってください。

また、事業完了の際は、速やかに実績報告書を提出してください。



## 1.2 参考：補助事業の進捗管理

補助金による施設整備は単年度事業です。整備年度の3月末までに補助事業を完了してください。内示前から、農地転用、開発許可、建築確認、入札等の手続の事前準備を進めておくなど、工事の早期着手・早期完成に努めてください。整備年度内に補助事業が完了しない場合、補助金は交付できませんので注意してください。

工事着工後は、工事業者及び設計監理業者と定期的に現場確認及び打合せを行い、事業者自身が工事の進捗管理を行います。また、所管の窓口定期的に（又は必要に応じて随時）に進捗状況を報告します。

施設・事業所の開所が遅れると利用予定者にも多大な迷惑がかかりますので進捗管理をしっかりと行ってください。

## 1.3 参考：施設整備に係る契約手続等

契約は、別に定める「社会福祉施設整備費補助に係る契約手続指導基準」に従って手続を進めてください。

理事、監事、施設長（予定者）及びその親族が役員・支店長等をしている業者は選定できません。

市の補助金が5,000万円以上交付される施設は、「越谷市社会福祉施設整備工事検査実施要領」に基づいて検査を実施するので、着工時、中間時、完成時検査に必要な報告を行ってください。

## 1.4 参考：建物の竣工

建物が竣工した際は、事業年度内に建築確認や消防法上の工事検査を完了してください。また、竣工時検査がありますので所管の窓口で報告してください。

建物の保存登記を行ってください。

## 1.5 参考：独立行政法人福祉医療機構融資の申込み

借入金については、独立行政法人福祉医療機構からの借入れのみを認めています。借入申込書に添付する市長の意見書は所管の窓口で交付します。

福祉医療機構には、事前相談や報告を適切に行ってください。当初資金計画を変更するなど相談内容に変更があった場合、借入の手続きに遅れが生じる可能性があります。借入れについての全体の流れを把握するだけでなく、個別具体的な指示をしっかりと確認し、速やかに対応するようにしてください。

## 16 参考：新設社会福祉施設等に対する一般指導監査

施設が開所されてから施設の設立年度又は次年度の早期に、施設整備関係、法人運営関係、施設運営関係、入所者処遇関係及び財務管理関係などについて指導監査を実施します。指導監査に先立ち、予め自主点検表を送付しますので、それによって自主点検をお願いします。

【資料編】

○社会福祉施設等施設整備費協議書について . . . . . 9

○社会福祉施設等施設整備費協議書関係書類 . . . . . 11

- ・【様式1】社会福祉施設等施設整備費協議書
- ・【様式2】障がい児（者）施設設立計画書
- ・社会福祉施設等施設整備費協議書添付書類一覧
- ・【様式3】設立趣意書
- ・【様式4】地域福祉に対する考え方について
- ・【様式5】大規模修繕計画について
- ・【様式6】土地・建物の確認調書
- ・【様式7-1】土地譲渡確約書
- ・【様式7-2】所有権移転登記確約書
- ・【様式8-1】土地賃貸借確約書
- ・【様式8-2】賃借権登記確約書
- ・【様式9】利用者数見込調書
- ・【様式10】寄附申込書
- ・【様式11】前年度決算の分析調書
- ・【様式12】老朽度調査票
- ・【様式13】補助金概算額算出表
- ・【様式14-1】職員体制 グループホーム以外用
- ・【様式14-2】職員体制 グループホーム用
- ・【様式15】スプリンクラー設置事業 事業計画
- ・【様式16】スプリンクラー設置事業 協議額内訳
- ・【様式17】スプリンクラー設置事業 各室面積表及びスプリンクラー等整備面積
- ・【様式18】スプリンクラー設置事業 土地・建物の確認調書
- ・【様式19】スプリンクラー設置事業 賃貸借期間延長の意向調書
- ・【様式20】スプリンクラー設置事業 同意書

○施設整備事業の進捗管理について . . . . . 42

- ・社会福祉施設整備費補助金に係る建設工事の工程表等の確認表（内示時）
- ・社会福祉施設整備費補助金に係る建設工事の工程表の提出（契約時）
- ・社会福祉施設整備費補助金の繰越協議書
- ・繰越事業に係る補助金計算書

【 関 連 資 料 】

- 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱
- 社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）の適正執行について
- 越谷市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱
- 越谷市民間社会福祉施設等整備促進事業費補助金交付要綱
- 社会福祉施設整備費補助に係る契約手続指導基準
- 越谷市社会福祉施設整備工事検査実施要領

## 社会福祉施設等施設整備費協議書について

1 提出期限 各年7月31日

2 提出書類

書類のサイズはA4判で作成し、市販のフラットファイル（A4S判）に製本すること。なお、フラットファイルの色は「グリーン（緑）」とすること。

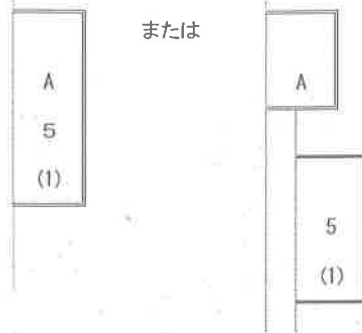
○表紙

(背表紙)	(表紙)
□ 社 会 福 祉 施 設 等 施 設 整 備 費 協 議 書  ○ ○ 会	<p>□□年度社会福祉施設等施設整備費協議書</p> <p>就労継続支援B型事業所○○○○ 創設</p> <p>(仮称) 社会福祉法人○○会</p>

## ○インデックス

書類は『添付書類一覧』の順に綴り、各書類の間に白紙を挟み、この白紙にインデックスを貼付けて添付書類一覧の番号、または項目を記載すること。

〈インデックス作成例〉



## ○添付図面

図面のサイズはA4判とし白焼きを添付すること。  
(A3判の場合は、中折りにして添付すること。)

## 3 提出部数 1部

## 4 添付書類

### (1) 原本を添付するもの

市町村や金融機関等の発行する証明書（印鑑証明書、身分証明書、謄本、残高証明書など）は、原本を添付すること。証明書の日付は、協議書の提出日の3か月以内とすること。（残高証明書は所管の窓口の指定する日付とすること。）

### (2) 写し（原本証明）を添付するもの

法人と理事等の間で交わされる書類（就任承諾書、贈与契約書等）等は、写し（原本証明）とする。

なお、原本証明の方法は、下記のとおりである。

〈原本証明記載例〉

原本と相違ないことを証明します。
平成 年 月 日
(仮称) 社会福祉法人 ○○福祉会
設立代表者 ○○ ○○ 印

社会福祉施設等施設整備費協議書(〇〇年7月現在)

(所在地) \_\_\_\_\_  
 (法人名) \_\_\_\_\_  
 (代表者名) \_\_\_\_\_ 印

1 施設新設(平成 年 月事業開始予定) 2 改築 3 大規模修繕 所管課名

法人	(法人名称・ふりがな)		(所在地)		(他に経営する施設等) 無 又は別紙のとおり						
市補助協議施設	(施設種別)	(施設名)		(定員)	(所在地)						
	①			名							
	②			名							
上記施設と 同年度に整備 する他施設	①			名							
	②			名							
	③			名							
区分	(ふりがな) 氏名	生年月日(年齢)	現職	社会福祉事業 関係歴等	役員選任区分(該当に○印) 学識経験者 地域福祉関係 施設長 その他 財務諸表 読める者				特殊関 係人の 有無		
役員	理事長			(現・元)					有・無		
	理事			(現・元)					有・無		
				(現・元)					有・無		
				(現・元)					有・無		
				(現・元)					有・無		
				(現・元)					有・無		
				(現・元)					有・無		
				(現・元)					有・無		
	監事			(現・元)					無		
				(現・元)					無		
			(現・元)					無			
評議員会設置		有 ( 人 ) ・ 無 ( 評議員名簿は理事と同様様式で別添とすること )									
土地	地目	面積	筆	m <sup>2</sup>	総合計	施設整備等		土地の購入		運転資金	
	規制			補助者等		金額	補助者等	金額	補助者等	金額	
	所有者			市							
	取得	寄附・購入・ 借用(地上権・賃借権)		独立行政法人 福祉医療機構							
施設	延床面積	m <sup>2</sup>		整備資金計画	借入金						
	構造	造階建				(寄附者名)		(寄附者名)		(寄附者名)	
	建設に係る地域住民への説明状況	有 ・ 無									
現金	円		自己資金								
		(※現金を基本財産とする場合に記入)									
借入償還計画(千円)	年度	借入先	新規借入分			新規借入分の償還財源内訳(利子分を含む)			(参考) 既借入分計		
		元金	福祉医療機構	その他金融機関	利子分計	合計	寄附金	給付費		合計	
	平成 年度 (償還初年度)										
	年 ~ 年度 (累計額)										
	平成 年度 (償還最終年度)										
計											
担当課の意見					審査結果	1 決定 2 仮決定 3 保留 4 否決	備考				

□□年度 障害児(者)施設設立計画書

(所在地)  
 (法人名)  
 (代表者名) 印

施設種別等	(施設種別)	(施設名)	(定員)	(ショート・その他)

建設予定地の状況	所在地	(ふりがな)		
	面積	m <sup>2</sup>	都市計画区域 (該当に○)	市街化区域
	地目			市街化調整区域(既存集落)
	現況			市街化調整区域(その他)
	所有関係 <small>利益相反関係</small>	自己所有・購入予定・賃貸予定 有 ・ 無	農業振興地域 (該当に○)	非線引き区域・都市計画区域外
	取付 道路	有(幅員 m) ・ 無		地域内(農用地区域(青))
				地域内(その他の区域(白))
	上水道・排水路の状況			
	交通手段	最寄りの公共交通機関からの経路を記載すること。		

財源の状況	総事業費	建設費	千円	【贈与金内訳】 (寄附者) (寄附金額) (預金残高)				
		備品整備費	千円		1	千円	≦	千円
		土地取得費	千円		2	千円	≦	千円
		年間施設運営費の 3 / 1 2 相当額	千円		3	千円	≦	千円
		合計	千円		4	千円	≦	千円
		国市補助金	千円		5	千円	≦	千円
	資金計画	市単補助金	千円	6	千円	≦	千円	
		その他補助金	千円					
		寄附金	千円					
		自己資金(既存法人のみ)	千円					
		福祉医療機構借入金	千円					
		その他	千円					
		合計	千円					
				【自己資金】 (法人名) (資金) (預金残高)				
					千円	≦	千円	

設立代表者	氏名	(ふりがな)	職業	
	住所	〒	TEL	
施設長予定者	氏名	(ふりがな)	職業	
	住所	〒	TEL	
事務担当者	氏名	(ふりがな)	職業	
	主な連絡先	〒	TEL	
e-mailアドレス				



## 社会福祉施設等施設整備費協議書添付書類一覧

A	添 付 書 類	担当課 チェック	法人 チェック
1	施設設立趣意書（様式3）		
2	地域福祉に対する考え方（様式4）		

※ 目次として作成していただき、添付した書類の項目に○を付けてください。

※ この添付書類一覧表に記載されている書類以外にも、審査上必要と認められる場合には別途資料の提出を求めることがあります。

## 社会福祉施設等施設整備費協議書添付書類一覧 (スプリンクラー設置以外)

		添付書類	確認内容	担当課 チェック	法人 チェック
B		土地・建物関係			
共通	1	案内図及び近隣住宅地図	最寄りの公共交通機関からの経路が記載されている。		
	2	都市計画図	凡例が載っている。整備予定地が記載されている。		
	3	農業振興地図	凡例が載っている。整備予定地が記載されている。		
	4	建設工程表	建設工事・開発許可・公告等の手続きの日程を記載したものである。		
	5	設計図	指定担当者に事前に確認している。		
		(1) 施設の配置図	工法・建ぺい率・接道の幅・車両進入口・取り付け道路幅・道路との高低差が記載されている。		
		(2) 建物平面図(各階)	面積が記載されている。		
		(3) 建物立面図			
		(4) 各室面積表			
	6	老朽度調査票(改築の場合)			
7	大規模修繕計画について(大規模修繕の場合)	修繕を要する部分の写真が添付され、状況が分かりやすく説明されている。			
8	敷地の公図、敷地の写真	撮影方向が分かる図面が添付されている。			
9	土地登記全部事項証明書	申請日前3か月以内に発行されたものである。			
10	土地・建物の確認調書				
寄附・購入	11	土地譲渡確約書	住所・実印等が各種証明書類と一致している。		
	12	所有権移転登記確約書	住所・実印等が各種証明書類と一致している。		
	13	土地譲渡・寄附者関係書類			
		(1) 身分証明書	申請日前3か月以内に発行されたものである。		
		(2) 登記されていないことの証明書	申請日前3か月以内に発行されたものである。		
	(3) 印鑑登録証明書	申請日前3か月以内に発行されたものである。			
14	近隣公示価格・取引事例図	近隣の価格と比して適正な価格であることを証明するものである。			
民間貸与	15	賃貸借契約(確約)書	住所・実印等が各種証明書類と一致している。		
	16	地上権又は賃借権設定契約(確約)書	住所・実印等が各種証明書類と一致している。		
	17	土地貸与者関係書類			
		(1) 身分証明書	申請日前3か月以内に発行されたものである。		
		(2) 登記されていないことの証明書	申請日前3か月以内に発行されたものである。		
		(3) 印鑑登録証明書	申請日前3か月以内に発行されたものである。		
		(4) 地上権設定登記誓約書	住所・実印等が各種証明書類と一致している。		
	(5) 賃借権設定登記誓約書	住所・実印等が各種証明書類と一致している。			
18	土地賃貸価格の根拠資料・近隣取引事例	近隣の価格と比して適正な価格であることを証明するものである。			
公有地	19	土地貸与予定書			
	20	土地使用許可書			

社会福祉施設等施設整備費協議書添付書類一覧  
(スプリンクラー設置以外)

添付書類		確認内容	担当課 チェック	法人 チェック	
C 資金関係					
自己財源 及び 国庫補助等	1	補助金概算額算出表			
	2	見積書			
		(1) 設計監理業務見積書	消費税10%で作成されている。適正な価格である。内訳も添付すること。		
		(2) 施設建設等設計見積書	消費税10%で作成されている。内訳・パンフレット等も添付すること。		
	(3) 補助対象設備見積書(2社分)	施設と一体的に整備され、かつ施設に固定されるものである。			
	3	施設運営収支計画(5年分)			
		(1) 施設運営収支計画表	各年度赤字となっていない。収入支出の算出根拠と一致している。		
		(2) 収入支出の算出根拠	利用者数見込調書と内容と一致している。		
	(3) 利用者数見込調書	法人独自のニーズ調査結果が記載されており、市の意見書と方向性が一致している。			
	4	法人の残高証明書等	残高証明書の日付は全て一致させる。		
	5	寄附申込書	住所・実印等は各種証明書と一致している。		
	6	寄附者関係書類			
		(1) 身分証明書	申請日前3か月以内に発行されたものである。		
		(2) 登記されていないことの証明書	申請日前3か月以内に発行されたものである。		
		(3) 印鑑登録証明書	申請日前3か月以内に発行されたものである。		
(4) 所得証明書		申請日前3か月以内に発行されたものである。			
(5) 残高証明書及び預金通帳の写し	残高証明書の日付は全て一致させる。通帳の写しは直近3か月分。				
福祉医療 機構	7	借入金限度額計算書・借入金償還計画表			
	8	負債額自己申告書			
	9	福祉医療機構との調整結果	担当部署・相談日時・相談内容が記載されている。		
	10	連帯保証人の所得証明(確定申告書の写)			
	11	継続的寄附申込者の所得証明(確定申告書の写)			
D 職員体制					
職員体制	1	人員配置計画			
	2	職員確保の手法	管理者等と直接処遇職員を分けて記載している。		
	3	職員研修に関する資料			
E その他					
	1	地域住民への説明状況	説明方法・日時・対応状況について記載されている。		
	2	関係機関との調整結果	施設を建設できる見込みがあることが記載されている。		
		(1) 農振除外、農地転用	担当部署・相談日時・相談内容が記載されている。		
		(2) 開発許可、建築確認	担当部署・相談日時・相談内容が記載されている。		
		(3) 接続道路、給水、排水	担当部署・相談日時・相談内容が記載されている。		
		(4) 緑化、埋蔵文化財	担当部署・相談日時・相談内容が記載されている。		
		(5) 消防、保健所	担当部署・相談日時・相談内容が記載されている。		
(6) 事業者指定	担当部署・相談日時・相談内容が記載されている。				
F 既存法人用					
既存法人用	1	定款			
	2	法人登記簿履歴事項全部証明書	申請日前3か月以内に発行されたものである。		
	3	前年度・前々年度の決算書			
	4	前年度決算の分析調書	前年度・前々年度の決算書と一致している。		
	5	施設整備を行うことを議決した理事会の議事録			
	6	過去5年の県福祉監査課又は市福祉指導監査課による指導監査結果及び改善結果			
G 既存建物改築等					
	1	建築の確認済証			
	2	建物登記事項証明書	申請日前3か月以内に発行されたものである。		

社会福祉法人設立認可等協議書添付書類一覧  
(スプリンクラー設置)

資料番号	添付書類	○印
1	事業計画	
2	スプリンクラー整備事業協議額内訳	
3	案内図（最寄駅からの経路を記入）及び近隣住宅地図	
4	図面関係	
-1	施設・事業所の配置図	
-2	スプリンクラー設置設計図	
-3	各室面積表及びスプリンクラー等整備面積表	
5	スプリンクラー設置工事見積書（2社分）	
6	土地・建物	
-1	土地・建物の確認調書	
-2	土地・建物の賃貸借契約書	
-3	土地・建物の賃貸借期間延長の意向確認書（賃貸借期間の残が8年未満）	
-4	建物所有者のスプリンクラー設置に関する同意書	
-5	建物の検査済証	
-6	土地・建物登記全部事項証明書	
7	法人運営・資金計画	
-1	前年度・前々年度の決算書	
-2	前年度決算の分析調書	
-3	施設運営収支計画表（工事翌年度から5年分）	
-4	利用者数見込調書	
-5	事業者負担を寄付又は借入とする場合（必要な資料を個別に依頼する）	
-6	過去5年の県福祉監査課又は市福祉指導監査課による指導監査結果及び改善結果	
-7	施設整備を行うことを議決した理事会の議事録	
-8	法人定款	
-9	法人登記履歴事項全部証明書	
8	関係機関との調整等	
-1	消防窓口との調整状況（様式任意）	
-2	水道関係窓口との調整状況（様式任意 ポンプユニット方式以外の場合）	

参考：従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（体制届）

(様式3)

## 施設設立趣意書

### 1 施設設立の趣意及び経緯

### 2 事業計画及び支援方針の概要

#### (1) 事業計画

※事業種別・定員・主たる対象者を設定している場合は主たる対象者・開所時間・施設方針をどのように事業計画に反映させたか等を記載すること。

#### (2) 施設の運営方針・支援方針

#### (3) 利用者のニーズ、定員数の根拠

### 3 授産事業（又は介護等サービス）の計画

#### (1) 授産事業（又は介護等サービス）の内容

#### (2) 利用者の具体的な作業内容

(3) 企業等の連携、販路等について

注) 記載内容に応じて適宜項目及びページ数を増やして作成すること。

(様式 4)

## 地域福祉に対する考え方について

地域に対してどのような貢献ができるのか。地域福祉において果たすべき法人の役割は何かなど、法人の地域福祉に対する考え方を、取組等について記載してください。

法人名(仮称)	
住所	
設立代表者	
1 地域への貢献について(考え方)	
2 地域福祉に対する法人の役割について(考え方)	
3 地域福祉についての具体的な取組について(具体的な案等)	
4 その他、法人としての地域福祉に対する熱意や考えについて(決意表明等)	

(様式5)

<施設名 > の大規模修繕計画について

1 修繕の概要

(1) 法人名

(2) 開所年月日 平成・昭和 年 月 日【開所後経過年数 年】

(3) 建物延床面積 m<sup>2</sup>

(4) 修繕総事業費 千円

(5) 補助対象事業費 千円

(6) 補助予定額 千円

(国市補助金： 千円、市単補助金 千円)

2 修繕を必要とする理由

3 修繕内容（修繕箇所の写真を添付すること。）

①

②

③



(様式 6)

土地・建物の確認調書

1 土地

・面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

・地目 :

・現土地所有者 \_\_\_\_\_ ・法人理事等との関係 (あり< \_\_\_\_\_ >・なし)

・購入費用 (購入する場合)

\_\_\_\_\_ 千円 ( \_\_\_\_\_ 円/m<sup>2</sup>)

※近隣公示価格、取引事例等購入費用が適正である旨の参考資料を添付すること

・借地契約の期間 (借地の場合)

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月から平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月まで \_\_\_\_\_ 年間 (30年以上)

・借地料月額 \_\_\_\_\_ 円 ( \_\_\_\_\_ 円/m<sup>2</sup>)

※近隣公示価格、取引事例等借地料が適正である旨の参考資料を添付すること。

・所有権以外の権利 (あり・なし)

※所有権以外の権利 (抵当権等) がある場合は、その内容及び対応策を添付すること。

2 建物

・建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> (建ぺい率 \_\_\_\_\_ % ≤基準 \_\_\_\_\_ %)

・延べ床面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> (容積率 \_\_\_\_\_ % ≤基準 \_\_\_\_\_ %)

・施設建設費 \_\_\_\_\_ 千円

・建築単価 \_\_\_\_\_ 施設建設費 (対象経費) / 延床面積 = \_\_\_\_\_ 円/m<sup>2</sup>

※建築単価が高い場合は、その理由を別添とすること。

・建物の構造 \_\_\_\_\_ 造 \_\_\_\_\_ 建

・工法

・基礎の種類

・外壁の構造

・スプリンクラー設備 (有・無)

・耐火構造 (耐火構造・準耐火構造・無)

(様式7-1)

# 土地譲渡確約書 (記載例)

平成 年 月 日

(仮称) 社会福祉法人〇〇会

設立代表者 〇〇 〇〇 様

住 所

氏 名 (寄附者名又は土地売却予定者名) 実印

下記の土地について、(仮称) 社会福祉法人〇〇会が越谷市に社会福祉施設等施設整備費補助金の協議をしている( (仮称) 事業所名) について、越谷市から社会福祉施設等施設整備費整備補助金の内示がされた場合は、ただちに寄附(又は売却)いたします。

## 記

土地の所在	地番	地目	地積 (㎡)	実測 (㎡)	譲渡価格 (円) ※
合 計					

※欄は、法人が土地を購入する場合のみ記入すること。

○ 寄附者(又は売却者)の印鑑証明書、身分証明書及び登記されていないことの証明書を添付すること。

(様式7-2)

## 所有権移転登記確約書 (記載例)

下記の土地について、寄附申込書を提出（又は土地譲渡契約を締結）した際は、ただちに貴法人に対し、所有権移転登記を行うことを確約いたします。

平成 年 月 日

住所

氏名（所有者）

実印

(仮称) 社会福祉法人〇〇会

設立代表者 〇〇〇〇 様

記

1 土地

〇〇〇〇町〇〇丁目〇〇番所在の土地 1 筆

m<sup>2</sup>

(様式8-1)

## 土地賃貸借確約書 (記載例)

平成 年 月 日

(仮称) 社会福祉法人〇〇会

設立代表者 〇〇 〇〇 様

住 所

氏 名 (土地所有者) 実印

↓ 下記の土地について、(仮称) 社会福祉法人〇〇会が越谷市に社会福祉施設等施設整備費補助金の協議をしている( (仮称) 事業所名) について、越谷市から社会福祉施設等施設整備費補助金の内示がされた場合は、ただちに賃貸借契約を締結することを確約いたします。

記

予定賃貸借期間：契約開始時から30年間

土地の所在	地番	地目	地積 (㎡)	実測 (㎡)	予定賃料 (月額 円)
合 計					

○ 土地所有者の印鑑証明書、身分証明書及び登記されていないことの証明書を添付すること。

(様式8-2)

## 賃借権登記確約書 (記載例)

下記の土地について、土地賃貸借契約を締結した際は、ただちに貴法人に対し、賃借権登記を行うことを確約いたします。

平成 年 月 日

住所

氏名 (所有者)

実印

(仮称) 社会福祉法人〇〇会

設立代表者 〇〇〇〇 様

記

1 土地

〇〇〇〇町〇〇丁目〇〇番所在の土地 1 筆

m<sup>2</sup>

(様式 9)

## 利用者数見込調書

法人名  
施設名

事業種別	定員	利用者数見込み				
		年度	年度	年度	年度	年度
	人	人	人	人	人	人
		%	%	%	%	%
	人	人	人	人	人	人
		%	%	%	%	%
	人	人	人	人	人	人
		%	%	%	%	%
合 計	人	人	人	人	人	人

### ○注意

- ・利用者数見込み欄の下段には利用率を記載すること。
- ・事業開始年度から5年間について記入すること。
- ・多機能型事業所、障害者支援施設の場合は、事業種別毎に記入すること。
- ・(1) 施設運営収支計画表、(2) 収入支出の算出根拠の積算基礎となる利用者数との整合性を取ること。

### 1 利用者のニーズの調査方法・結果

### 2 利用者数見込み及び利用率見込みの具体的な積算根拠

注) 記載内容に応じてページ数を増やして作成すること。  
また、アンケート結果等がある場合は別添資料とすること。

(様式 10)

## 寄 附 申 込 書 (記載例)

年 月 日

(仮称) 社会福祉法人〇〇会

設立代表者 〇〇 〇〇 様

住 所

氏 名 (寄附者名又は土地売却予定者名)

下記の資金については、社会福祉法人〇〇会は社会福祉施設等施設整備費補助金交付の内示があった場合は、ただちに寄附いたします。

記

- |   |        |   |   |
|---|--------|---|---|
| 1 | 施設建設資金 | 金 | 円 |
| 2 | 土地取得資金 | 金 | 円 |

- ・「1」及び「2」は、「設立計画書」の資金計画のうち、自己資金分に該当するものとしての寄附額。
- ・「1」、「2」を合わせた額以上の預金残高証明書を添付しなければならない。
- ・寄附金の強要は認めない。

○ 寄附者の印鑑証明書、身分証明書及び登記されていないことの証明書を添付すること。

(様式 11)

前年度決算の分析調書

1 資金収支計算書

・ 当期資金収支差額 \_\_\_\_\_ 千円 (黒字・赤字)  
・ 前期末支払資金残高 \_\_\_\_\_ 千円 (黒字・赤字)  
・ 当期末支払資金残高 \_\_\_\_\_ 千円 (黒字・赤字)

※赤字がある場合は、赤字の理由及び対応策を別添とする。

2 事業活動計算書

・ 当期活動収支差額 \_\_\_\_\_ 千円 (黒字・赤字)  
・ 前期繰越活動収支差額 \_\_\_\_\_ 千円 (黒字・赤字)  
・ 当期末繰越活動収支差額 \_\_\_\_\_ 千円 (黒字・赤字)  
・ 次期繰越活動収支差額 \_\_\_\_\_ 千円 (黒字・赤字)

※赤字がある場合は、赤字の理由及び対応策を別添とする。

3 積立金

・ 積立金名称： \_\_\_\_\_ 当期末積立額 \_\_\_\_\_ 千円

※積立金が複数ある場合は適宜追加すること。

4 負債の状況

① 流動負債 \_\_\_\_\_ 千円

[内訳]

・ 短期運営資金借入金 \_\_\_\_\_ 千円 (前年度償還額 \_\_\_\_\_ 千円)

借入先 :

償還期間： 年 月～ 年 月 (滞納 なし・あり)

・ 役員短期借入金 \_\_\_\_\_ 千円 (前年度償還額 \_\_\_\_\_ 千円)

役員名 :

償還期間： 年 月～ 年 月 (滞納 なし・あり)

② 固定負債 \_\_\_\_\_ 千円

[内訳]

・ 設備資金借入金 \_\_\_\_\_ 千円 (前年度償還額 \_\_\_\_\_ 千円)

借入先 :

償還期間： 年 月～ 年 月 (滞納 なし・あり)

・ 長期運営資金借入金 \_\_\_\_\_ 千円 (前年度償還額 \_\_\_\_\_ 千円)

借入先 :

償還期間： 年 月～ 年 月 (滞納 なし・あり)

※内訳は適宜追加すること。

※滞納等問題がある場合は、理由及び対応策を別添とする。



(様式12)

# 木造社会福祉施設老朽度調査表

都道府県(市)名

(法人名) 施設名		建物の名称				調査員 職名 氏名							
老朽度		A点×B点×C点(係数) = 点											
A 構造 耐力	区分	a	点	b	点	c	点	d	点				
	① 基礎	布コンクリート造	15	布石積造、布レンガ造	10	壺石造、壺レンガ造、壺コンクリート造	5	堀立柱木杭基礎	0				
	② 土台	15.2cm角以上	15	12.1cm角以上 15.2cm角未満	10	12.1cm角未満	5	土台なし	5				
	③ 柱	二階以上の階を有する場合の一階の柱	15.2cm [又は13.6cm]角以上 [又は12.1cm]角以上2本	20	13.6cm [又は12.1cm]角以上 [又は10.6cm]角以上2本	15	12.1cm角以上	10	12.1cm角未満	0			
		平家の場合の柱	13.6cm [又は12.1cm]角以上 [又は10.6cm]角以上2本				10.6cm角以上		10.6cm角未満				
④ 根継	ア 大部分(半数以上)柱を根継ぎしたことがある。 イ 小部分(半数未満)の柱を根継ぎしたことがある。 ウ 根継ぎした柱はない。					本のうち 本のうち	本 本	(乗率0.8) (乗率0.9) (乗率1.0)					
※評点 上記①～③の計 ( ) 点 × $\begin{pmatrix} 0.8 \\ 0.9 \\ 1.0 \end{pmatrix}$ + 50点 = ( ) 点													
B 保 存 傾 度	区分	a	点	b	点	c	点	d	点				
	① 経過年数	5年未満	5	5年以上18年未満	3	18年以上30年未満	2	30年以上	0				
	② 基礎の不同沈下	ない	6	ほとんどない	4	かなりある(見てわかる程度)	1	ひどい	0				
	腐 朽 度	③ 外壁の土台	ほとんど腐っていない	7	少し腐っている	4	腐れがひどい	1	ほとんど腐っている	0			
		④ 外壁の柱	ほとんど腐っていない	7	少し腐っている	4	腐れがひどい	1	ほとんど腐っている	0			
傾 斜 度	⑥ 梁行 柱	ア (はりゆき)	1cm未満	20	1cm以上2cm未満	15	2cm以上3cm未満	10	3cm以上	0			
		イ (けたした)	180cm	20	180cm	15	180cm	10	180cm	0			
	⑦ 梁行 横 架 材	ウ (はりゆき)	1cm未満	15	1cm以上2cm未満	10	2cm以上3cm未満	5	3cm以上	0			
		エ (けたゆき)	180cm	15	180cm	10	180cm	5	180cm	0			
※評点 上記の計 ( ) 点													
C 外 力 条 件	a 海岸からの距離	b 積雪			c 地盤								
	① 海岸から8kmを超える	① 毎年少ない(0~20cm未満)			① 普通								
	② 海岸から4kmをこえる8km以内	② 毎年かなりつもる(20~100cm未満)			② やや軟弱								
③ 海岸から4km以内		③ 毎年ひどくつもる(100cm以上)			③ 軟弱								
※評点(外力条件分類番号abc)下記(附表)より(附表)													
		係数	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	0.82	0.80
外力条件			①①①	②①①	①①②	②①②	①①③	②①③	①②③	②②③	①③③	②③③	③③③
分類番号					①②①	②②①	①②②	②②②	①③②	②③②	③②③		
					③①①		①③①	②③①	③①③		③③②		
							③①②	③②②					
							③②①	③③①					

- (注) 1 この調査表は、老朽施設と認められる建物ごと(棟別)に作成すること。  
 2 A及びB欄の記入は、各区分ごとに該当点数を○で囲み、それぞれの評点を所定欄に記入すること。  
 3 C欄は、a、b、cの各分類ごとに該当する事項の分類番号を組み合せにより附表から係数を求めて記入すること。  
 なお、外力条件の地盤のうち「軟弱」とは、腐植土、泥土、沼土及び沼土等を埋めてから30年に満たないところであり、「やや軟弱」とは、軟弱地盤であるが、埋立ててから30年経過したもの又は地質的な原因で普通地盤より軟弱なものである。  
 4 傾斜度の測定法は、次によることとする。  
 (1) 柱の傾斜度は、もっとも傾斜のひどい柱の床土180cmの長さについて垂直線を基準にして測定すること。  
 (2) 横架材の傾斜度は、もっとも傾斜のひどい梁と桁のそれぞれ180cmの長さについて水平線を基準に測定すること。

非木造社会福祉施設老朽度調査表

都道府県市名

区分	現存率 ①×100 %		評点	老朽度			建物の名称			印																																																																																								
	構成	種別		種	調査内容		職名		氏名																																																																																									
					率	容	K	率			P×N	K×R																																																																																						
構造	140	P	N	鉄骨・鉄筋コンクリート ・鉄筋コンクリート ・ブロック造 ・鉄骨造 ・れんが造、石造	1.5 1.0 0.7 0.9 1.2	再建設指数調整値 R = P × N / 0.4	再建設指数	K × R	現存率	Σ (K × R) / Σ (R)																																																																																								
											屋根	10	P	N	アスファルト防水、コンクリート押さえモルタル塗 ・アスファルト露出防水 ・モルタル防水 ・石綿スレート、かわら、銅板	1.7 1.0 0.5 0.4	再建設指数調整値 R = P × N / 0.4	再建設指数	K × R	現存率	Σ (K × R) / Σ (R)																																																																													
																						外壁	25	P	N	タイル(小口) ・モザイクタイル ・コンクリート打放し ・モルタル、リシン吹付	1.4 1.0 1.0 0.6	再建設指数調整値 R = P × N / 0.4	再建設指数	K × R	現存率	Σ (K × R) / Σ (R)																																																																		
																																	内壁	20	P	N	モルタル ・プラスチック ・木製	1.0 0.8 0.7	再建設指数調整値 R = P × N / 0.4	再建設指数	K × R	現存率	Σ (K × R) / Σ (R)																																																							
																																												天井	20	P	N	吸音テックス ・ボード ・プラスチック ・木製	1.1 1.0 0.8 0.7	再建設指数調整値 R = P × N / 0.4	再建設指数	K × R	現存率	Σ (K × R) / Σ (R)																																												
																																																							床	20	P	N	リノリウム ・プラスチックタイル ・アスファルトタイル(暗) ・モルタル ・木製	1.3 1.1 1.0 0.8 0.7	再建設指数調整値 R = P × N / 0.4	再建設指数	K × R	現存率	Σ (K × R) / Σ (R)																																	
																																																																		外部建具	35	P	N	アルミサッシ(オーダー) ・アルミサッシ(既成) ・スチールサッシ ・木製	1.2 1.0 0.9 0.7	再建設指数調整値 R = P × N / 0.4	再建設指数	K × R	現存率	Σ (K × R) / Σ (R)																						
																																																																													内部建具	10	P	N	木製	1.0	再建設指数調整値 R = P × N / 0.4	再建設指数	K × R	現存率	Σ (K × R) / Σ (R)											
																																																																																								小計										
																																																																																								設備	20	P	N	蛍光灯(300LX程度以上) ・蛍光灯(300LX程度以下) ・白熱灯	1.0 0.8 0.4	再建設指数調整値 R = P × N / 0.4	再建設指数	K × R	現存率	Σ (K × R) / Σ (R)
電線類その他	15	P	N	ビニール被覆線 ・ゴム被覆線	1.0 0.9	再建設指数調整値 R = P × N / 0.4	再建設指数	K × R	現存率	Σ (K × R) / Σ (R)																																																																																								
											給排水その他	20	P	N	水洗便所 ・くみ取り便所	1.0 0.4	再建設指数調整値 R = P × N / 0.4	再建設指数	K × R	現存率	Σ (K × R) / Σ (R)																																																																													
																						暖房	40	P	N	空気調和 ・温風(ボイラー方式) ・温風(熱風炉式) ・その他	1.9 1.3 1.0 1.0	再建設指数調整値 R = P × N / 0.4	再建設指数	K × R	現存率	Σ (K × R) / Σ (R)																																																																		
																																	小計																																																																	
																																	外力条件 25 別表による係数																																																																	
																																	合計																																																																	

各部現存率 (K)

(構造) 内容		1.0	0.9
1	損耗なし、又は、損耗の程度僅小	1.0	0.9
2	中小亀裂、鋼材発錆 (鉄骨造)、外力による小変形がみられるが耐力上影響が殆どないもの	0.9	0.8
3	損耗が進み、部分的補修、補強又は取替えを必要とするもの	0.7	0.6
4	不同沈下による大亀裂、建物の傾斜、鉄筋被覆材の広範囲の脱落、発錆による主鋼材の断面欠損、その他により構造上大補強を必要とするもの	0.5	0.4
5	構造上損耗著しく建替えを必要とするもの	0.3	0.2
(仕上、設備) 内容			
1	損耗なし、又は、損耗の程度僅小	1.0	0.9
2	汚染及び損耗はある程度みられるが、機能上問題のないもの、又は極く小規模の補修を必要とするもの	0.9	0.8
3	損耗が進み、部分的補修を必要とするもの	0.7	0.6
4	相当部分で損耗が進み、機能低下が顕著であるが、部分補修が可能なもの	0.5	0.4
5	損耗の程度著しく全面建替えを要するもの	0.3	0.2

外力条件 (N)

a	海岸からの距離	b	積雪	c	地盤
①	海岸からの距離が8kmをこえる	①	毎年少ない (0~20cm未満)	①	普通
②	海岸から4kmをこえる8km以内	②	毎年かなるつもる (20~100cm未満)	②	やや軟弱
③	海岸から4km以内	③	毎年ひどくつもる (100cm以上)	③	軟弱

※率 (外力条件分類番号 a b c) 下記 (付表) により

率	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	0.82	0.80
(付表)	①①①	②①①	①①②	②①②	①①③	②①③	①②③	②②③	①③③	②③③	③③③
			①②①	②②①	①②②	②②②	①③②	②③②	③②③		
			③①①		①③①	②③①	③①③	③③②	③③②		
					③①②	③②②	③③①				
					③②①	③③①					

現存率に基づく評点、老朽度

現存率	評点	老朽度	定義
50%以下	100点以上	特	特に緊急を要する
60% "	90 "	A	緊急を要する
70% "	80 "	B	至急実施すべきである
-	70 "	C	できるだけ早く実施した方がよい
-	60 "	D	必要は認めるが急がなくてよい
-	50 "	E	必要ない

(注) 1 この調査票は、老朽施設と認められる建物ごと (棟別) に作成すること。

2 各区分ごとの種類欄 (N) は、該当するか所を○で囲むこと。

3 各部現存率欄 (K) は、上の表より該当する内容項目を選定し、老朽度に応じた係数を選択すること。(老朽度が大きいものほど係数は小さい。) また、老朽の具体的な状況を記入すること。

4 外力条件は、a、b、cの各分類ごとに該当する事項の分類番号を組み合わせてより附表から係数を種類欄 (N) 及び各部現存率欄 (K) に記入すること。

なお、外力条件の地盤のうち「軟弱」とは、腐植土、泥土、沼土及び沼土等を埋めてから30年に満たないところであり、「やや軟弱」とは、軟弱地盤であるが、埋立ててから30年経過したものである。又は地質的な原因で普通地盤より軟弱なものである。

5 本調査票の作成にあたっては、1級建築士の資格を有し、責任ある者によるものとする。

## 補助金概算額算出表

法人名:

施設名:

施設名	A 設置業者の 総事業費 円	B 対象経費の 実支出(予定) 額 円	C 寄附金の 収入額 円	D(=A-C) 差引額 円	E 選定額 BとDを比較 して低い方 円	F E×3/4 円	G 補助基準額 円	H 補助基本額 FとGを比較し 低い方(千円 未満切り捨て) 円	I 国庫補助所要額 H×2/3 円	J 市単補助金 H×1/3×2/4 (営利法人等は 補助対象外) 円
【本 体】										
設計監理費										
建設費										
【〇〇加算】										
【〇〇加算】										
【〇〇加算】										
合 計										

補助金概算額算出表

法人名: \_\_\_\_\_ 施設名: \_\_\_\_\_

施設名	設置業者の総費 A	対象経費の実支出(予定)額 B	寄附金その他の収入額 C	差引額 D (= A - C) 円	選定額 BとDを比較して低い方 E	F E × 3 / 4 円	補助基準額 G	補助基本額 FとGを比較し低い方(千円未満切り捨て) H	市単補助金 H × 1/3 × 2/4 (営利法人等は補助対象外) I
【 本 体 】	42,000,000	38,988,000		42,000,000			20,700,000		
設計監理費	2,000,000	988,000		2,000,000					
建設費	40,000,000	38,000,000		40,000,000					
【短期入所整備加算】							9,300,000		
合 計	42,000,000	38,988,000		42,000,000	38,988,000	29,241,000	30,000,000	29,241,000	4,873,000

G欄については、県協議時と同じ金額を記載する。

Fの合計欄とGの合計欄を比較し、低い方の金額を記載する。(千円未満切り捨て)

B欄建設費に2.6%を乗じたものと、A欄設計監理費を比較して低い方の金額を記載。  
 ■例の場合  
 38,000,000 × 0.026 = 988,000円 < 2,000,000円  
 よって、988,000円を記載。

設計監理費・建設費は消費税8%の見積書を元に記載する。

Eの合計欄に3/4を乗じた金額を記載する。

Bの合計欄とDの合計欄を比較し、低い方の金額を

Hの合計欄に1/6を乗じた金額を記載する。(千円未満切り捨て)

※ 建設費のうち、外構工事費、土地造成費等は対象経費から除く。

## 職 員 体 制

## 1 人員配置計画

職 種	①人員配置 (基準)	②人員配置 (確保計画)	③人員配置 (確保計画) 内訳		④備考
			常勤	非常勤 (常勤換算)	
管理者	人	人	人	人 ( 人)	
サービス管理責任者	人	人	人	人 ( 人)	
医師	人	人	人	人 ( 人)	
看護職員	人	人	人	人 ( 人)	
理学療法士又は作業療法士 又は機能訓練指導員	人	人	人	人 ( 人)	
生活支援員	人	人	人	人 ( 人)	
職業指導員	人	人	人	人 ( 人)	
就労支援員	人	人	人	人 ( 人)	
目標工賃達成指導員	人	人	人	人 ( 人)	
地域移行支援員	人	人	人	人 ( 人)	
栄養士	人	人	人	人 ( 人)	
児童発達支援管理責任者	人	人	人	人 ( 人)	
指導員又は保育士	人	人	人	人 ( 人)	
その他	人	人	人	人 ( 人)	
計	人	人	人	人 ( 人)	

注：・職種及ごとに入所定員等に対して確保すべき人員を「人員配置 (確保計画)」欄に記入すること。

・多機能型事業所等の場合、事業種別ごとに作成すること。

・①人員配置 (基準) 及び②人員配置 (確保計画) について、常勤換算数を記載すること。

・③人員配置 (確保計画) 内訳には確保延べ人数を記載し、非常勤職員については常勤換算した員数を ( ) 内に記入すること。

## 2 職員確保の手法

## 3 研修方法

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

( 年 4 月 )

サービスの種類 共同生活援助 介護サービス包括型 事業所の名称

職員確保の手法  
○管理者

①定員(合計) ②Gh ③短期入所	① ② ③	現在の利用者数	事業所定員(合計)×0.9										世話人	生活支援員																				
			第1週		第2週		第3週		第4週		1週間に当該事業所における常勤職員の勤務すべき時間数(就業規則上等に定める時間数)																							
人員配置区分	氏名	4:1	5:1	6:1	10:1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	資格・業務内容等 実務経験年数 資格
勤務形態	注5 勤務する共同生活居住者	1週間に当該事業所における常勤職員の勤務すべき時間数(就業規則上等に定める時間数)																																
職種	注5 勤務する共同生活居住者	1週間に当該事業所における常勤職員の勤務すべき時間数(就業規則上等に定める時間数)																																
区分1及び該当なし(自動計算)		1週間に当該事業所における常勤職員の勤務すべき時間数(就業規則上等に定める時間数)																																

○サービス管理者

○直接処遇職員

人員配置(基準)	人員配置(確保計画)	備考(兼務状況・非常勤職員数・新規採用職員数・等)
管理者	人	
サービス管理責任者	人	
世話人	人(常勤換算)	
生活支援員	人(常勤換算)	
夜間支援担当者	夜間支援時間帯 人	

職員研修方法

勤務時間 ①00:00~00:00(0h、休憩0h) ②00:00~00:00(0h、休憩0h) ③00:00~00:00(0h、休憩0h) ④00:00~00:00(0h、休憩0h) 夜22:00~6:00(8h)

勤務形態の区分 A: 常勤で専従 B: 常勤で専従 C: 常勤以外で専従 D: 常勤以外で兼務

注1 「勤務する共同生活居住者」欄については、同一敷地内(近接地を含む)の共同生活居住者の入居定員の合計数が21名以上の共同生活援助(介護サービス包括型)で、世話人及び生活支援員ごとに勤務する共同生活居住者を明確に分けて記入している場合は必ず記入してください。その際、右下の「大規模住居等減算」の確別に係る項目欄も記入してください。

注2 \* 欄には、当該月の曜日を入力してください。

注3 「人員配置区分」欄は、報酬算上の区分を記載し、「該当する体制等」欄は(別紙)「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる体制加算等の内容を記載してください。(この際、(別紙)「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」の記載内容と同様に記載してください。)

注4 「常勤換算後の人数」の記入に当たっては、小数点以下第2位を切り捨ててください。

注5 「大規模住居等減算」の確別に係る項目

① 同一敷地内(近接地を含む)の共同生活居住者の入居定員の合計数  
 ●欄が21人以上となる場合であって、世話人及び生活支援員の勤務体制を共同生活居住者の間で明確に区分している場合は、「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」(別紙3)を勤務体制を区分している共同生活居住者の単位ごとに作成して添付すること。その際、「(注1)勤務する共同生活居住者」欄を明記すること。

支援区分	利用者数(人)	生活支援員配置基準(常勤換算)
区分6	0	0
区分5	0	0
区分4	0	0
区分3	0	0
区分2		
区分1及び該当なし(自動計算)	0	0

(様式15) スプリンクラー設置事業

事業計画画

1 対象施設・事業所の概要

(1) 名称 :

所在地 :

(2) 事業種別 :

(3) 施設・事業所名 :

(4) 居住系サービス定員及び利用者数 (前年度末現在)

定員	利用者数
人	人
	(人)

(注) 定員等を記入するとともに、その時点で利用している障害支援区分4以上の者又はこれと同様の者の人数を内数で括弧内に併記すること。

2 スプリンクラー整備事業に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

ア スプリンクラー整備事業

(ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延床面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(アパート等の場合は、1棟 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>のうち  
事業所部分 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>)

(イ) 設置対象面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(ウ) 建物の構造 ( \_\_\_\_\_ 造、 \_\_\_\_\_ 階建て)

(エ) 設置方法

水道直結方式	
消化ポンプユニット方式	
パッケージ型自動消火設備	

(該当するものに○をつけてください。)

3 施工計画 (事業年度の8月1日に内示があった場合のスケジュール)

ア 入札 (予定) : 平成 年 月 日

イ 契約 (予定) : 平成 年 月 日

ウ 着工 (予定) : 平成 年 月 日

エ 完成 (予定) : 平成 年 月 日

(注) 年度内に整備事業を完了させること。



スプリンクラー設置事業 協議額内訳

施設・事業所名	設置者の 総事業費 円 A	対象経費の 実支(予定)額 円 B (≦A)	寄付金その他 の収入額 円 C	差引額 円 D (=A-C)	延床面積 ㎡ E	設置対象 面積 ㎡ F (≦E)	単 価 円 G	算定基準による 算合 円 H (F × G)	算定額 円 I	補助額 円 J (=I × 3/4)	補助金 額 円 K (=J × 1/6)	所要 額 円
				0							0	0

- (注) (1) E欄には、建物の延床面積を記入すること。(別紙 各室面積表及びスプリンクラー等整備面積の「延床面積の合計」と一致させること。)  
 (2) F欄には、各室面積表及びスプリンクラー等整備面積の「スプリンクラー等設置対象面積」の合計と一致させること。  
 (3) G欄には、国単価を記載すること。  
 (4) H欄には、F欄とG欄を乗じた額を記入すること。  
 (5) I欄には、B欄及びD欄の金額を比較していずれか低い額を記入すること。  
 (6) J欄には、I欄の額に3/4を乗じた額(ただし、千円未満は切り捨て。)を記入すること。  
 (7) K欄には、J欄の額に1/6を乗じた額(ただし千円未満は切り捨て。)を記入すること。

各室面積表及びスプリンクラー等整備面積

階数	室名	延床面積	スプリンクラー等 設置箇所(※1)	スプリンクラー等 設置対象面積
1階				
		小計	0.00	
2階				
		小計	0.00	
合計(※2) (小数第3位以下を切り捨て)		0.00		0.00

※1 スプリンクラー等を設置する部屋に○印を記入すること。  
※2 「延床面積」の合計は、様式12及び様式13の「延床面積」と一致させること。また、「スプリンクラー等設置対象面積」の合計は、様式12及び様式13の「設置対象面積」と一致させること。

土地・建物の確認調書

1 土地

- ・面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- ・地目 \_\_\_\_\_
- ・所有者： \_\_\_\_\_ ・法人との関係（あり< \_\_\_\_\_ >・なし）
- ・借地契約の期間・借地料（借地の場合）  
平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月から平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月まで  
借地料月額 \_\_\_\_\_ 円（ \_\_\_\_\_ 円/m<sup>2</sup>）
- ・所有権以外の権利（あり・なし）  
※所有権以外の権利がある場合は、その内容及び対応策を別添とする。

2 建物

- ・建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>（建ぺい率 \_\_\_\_\_ % ≤基準 \_\_\_\_\_ %）
- ・延べ床面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>（容積率 \_\_\_\_\_ % ≤基準 \_\_\_\_\_ %）
- ・建物の構造 \_\_\_\_\_ 造 \_\_\_\_\_ 建
- ・賃貸借契約の期間、借家料（借家の場合）  
平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月から平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月まで  
借家料月額 \_\_\_\_\_ 円
- ・所有者： \_\_\_\_\_ ・法人との関係（あり< \_\_\_\_\_ >・なし）
- ・既設の消防設備（有・無）  
設備の名称： \_\_\_\_\_
- ・耐火構造（耐火構造・準耐火構造・無）

## 賃貸借期間延長の意向調書 (記載例)

私は、貴法人に賃貸している建物へのスプリンクラー設置に関し、少なくともスプリンクラーの耐用年数である8年間は貴法人に建物の賃貸を継続する意向であることを表明します。

平成 年 月 日

社会福祉法人〇〇会  
理事長 〇〇 〇〇 様

(建物所有者)

住 所  
氏 名

実印

(様式20) スプリンクラー設置事業

## 同意書 (記載例)

私は、私と貴法人との間で賃貸借契約を締結している建物（ 物件名 ）にスプリンクラー設備を設置することに同意します。

平成 年 月 日

社会福祉法人〇〇会  
理事長 〇〇 〇〇 様

(建物所有者)

住 所  
氏 名

実印

## 社会福祉施設等施設整備費補助金による施設建設工事の進捗管理について

社会福祉施設整備費補助金による施設整備は、原則単年度事業とされています。整備年度内に事業を完了するためには、事業の実施に当たって、各法令の許認可、入札・契約手続、建設工事の工程等、事業の進捗管理が重要なポイントとなります。

施設整備費補助金の内示を受けた後、下記の書類等を所管課に提出し、これらに基づいて整備事業の進捗管理をしっかりと行ってください。

### 記

- 社会福祉施設整備費補助金に係る建設工事の工程表等の確認表（内示時）
- 社会福祉施設整備費補助金に係る建設工事の工程表の提出（契約時）
- 社会福祉施設整備費補助金の繰越協議書
- 繰越事業に係る補助金計算書

社会福祉施設等施設整備費補助金に係る建設工事の工程表等の確認表（内示時）

【内示から2週間以内に所管の窓口へ提出】

年 月 日

（あて先）

障害福祉課長又は子育て支援課長 宛

法人名

理事長名

印

1 提出書類

建設工事の工程表を添付

2 契約までに行う手続のスケジュール

該当の有無※	契約までに行う手続	申請窓口	手続開始 (予定)年月日	手続終了 (予定)年月日
	法人認可			
	農振除外			
	農地転用			
	開発許可			
	建築確認			
	接続道路			
	給水			
	排水			
	緑化			
	埋蔵文化財			
	消防			
	保健所			
	福祉医療機構			
	一般競争入札の公告			
	入札			

※該当がある項目に○を付けること。

社会福祉施設等施設整備費補助金に係る建設工事の工程表の提出（契約時）

【契約から2週間以内に所管の窓口に提出】

年 月 日

（あて先）

障害福祉課長又は子育て支援課長

法人名

理事長名 \_\_\_\_\_

印

1 提出書類  
建設工事の工程表

2 建設工事の進捗状況の確認方法

（1）建設業者等との打合せ

- ・週\_\_\_\_\_回、定期的を実施する。（週1回以上とすること）
- ・法人側対応責任者（職氏名）\_\_\_\_\_

（2）現場の確認（工程表との突合）

- ・週\_\_\_\_\_回、定期的を実施する。（週1回以上とすること）
- ・法人側対応責任者（職氏名）\_\_\_\_\_

3 竣工検査の予定年月日

- ・消防 平成 年 月 日（検査機関 \_\_\_\_\_）
- ・建築 平成 年 月 日（検査機関 \_\_\_\_\_）



# 社会福祉施設等施設整備費補助金の繰越協議書

【所管の窓口が指定する日までに提出】

年 月 日

(あて先)

障害福祉課長又は子育て支援課長

法人名

理事長名

印

## 1 繰越の原因となる事実

## 2 利用予定者等への影響と対応

## 3 提出書類

- ・繰越の原因となる事実の確認書類
- ・建設工事の工程表（契約時及び変更後が比較できるもの）
- ・その他所管課から指示があった書類

繰越事業に係る補助金計算書

法人名 \_\_\_\_\_

施設名 \_\_\_\_\_

1 補助対象事業に係る工事費等支出額

(1) 契約額 (補助対象事業)

・工事費	円
・設計監理料	円
計	円①

(2) 支出済額

2月末までの支出予定。繰越を前提に工事業者と調整した上で記入すること。

・工事費着工時 (平成 年 月 日払)	円
・工事費中間 (平成 年 月 日払)	円
・設計監理料	円
今年度支出計	円②

※契約額に対する支出の割合②/①×100= \_\_\_\_\_ % ③ (少数第1位を切捨)

2 実施事業の進捗率 (工程表を添付)

・今年度2月末予定 \_\_\_\_\_ % ④ (少数第1位を切捨)

3 今年度補助金の概算払請求

・補助金交付決定 (内示) 額	円⑤
・今年度概算払上限額	円⑥
⑤ × (③ or ④ の小さい割合)	
・今年度概算払請求予定額	円⑦
⑥ ≥ ⑦	

※ 補助金交付決定 (内示) 額に対する概算払の割合

⑦/⑤×100= \_\_\_\_\_ % (少数第2位を四捨五入)

参考（改正後の通知全文）

厚生労働省発社援第1005003号  
平成17年10月5日

第一次改正、第二次改正  
第三次改正、第四次改正  
第五次改正、第六次改正  
第七次改正、第八次改正  
第九次改正、第十次改正  
第十一次改正  
省 略

第十二次改正  
厚生労働省発社援1022第3号  
平成26年10月22日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働事務次官

#### 社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について

標記の国庫負担（補助）金の交付については、別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成17年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、平成3年11月25日厚生省社第409号「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）について」は廃止する。

おって、平成16年度以前に交付された国庫負担（補助）金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

さらに、本通知中、社会福祉法人等に対して国庫補助を行うこととされている部分については、貴管内社会福祉法人等に対し、貴職からこの旨通知されたい。

## 別紙

### 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱

#### 第1 通 則

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、法令又は予算の定めるところに従い、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup><sub>労働省</sub>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

#### 第2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

（交付の目的）

1 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（以下第2において「整備費補助金」という。）は、「生活保護法」（昭和25年法律第144号）、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

（定 義）

2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1) 生活保護法第38条に基づく保護施設	保護施設	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設	
(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に基づく授産施設（(1)による授産	社会事業授産施設		

施設を除く。)			
<p>(3) 障害者総合支援法第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業（同条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援若しくは同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設（以下「障害福祉サービス事業所」という。）並びに同条第11項に規定する障害者支援施設</p>	<p>障害福祉サービス事業所  障害者支援施設</p>		
<p>(4) 障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護（以下「居宅介護」という。）、同条第8項に規定する短期入所、同条第15項に規定する共同生活援助及び同条第16項に規定する相談支援を行う事業所</p>	<p>居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 （以下「居宅介護事業所」という。）  短期入所事業所  共同生活援助事業所  相談支援事業所</p>		

<p>(5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に基づく身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。）</p>	<p>身体障害者社会参加支援施設</p>	<p>補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障害者情報提供施設</p>	<p>点字図書館 聴覚障害者情報提供施設</p>
<p>(6) 児童福祉法第7条に基づく児童福祉施設及び第6条の2第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービス</p>	<p>児童福祉施設  児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所</p>	<p>障害児入所施設  児童発達支援センター</p>	<p>福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター</p>
<p>(7) 児童福祉法第6条の2第5項に規定する保育所等訪問支援、同条第6項に規定する障害児相談支援</p>	<p>保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所</p>		
<p>(8) 障害者総合支援法第79条第2項に基づく福祉ホーム</p>	<p>福祉ホーム</p>		
<p>(9) 平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社</p>	<p>応急仮設施設</p>		

<p>会福祉施設等における        応急仮設施設整備        の国庫補助の取扱い        について」に基づく        応急仮設施設</p>			
<p>(10) 平成24年7月        31日雇児総発0731        第1号、雇児保発073        1第1号、社援基発07        31第1号、障障発073        1第2号、老高発0731        第1号、老振発0731        第2号厚生労働省雇        用均等・児童家庭局        総務課長、同保育課        長、社会・援護局福        祉基盤課長、社会・        援護局障害保健福祉        部障害福祉課長、老        健局高齢者支援課        長、同振興課長通知        「被災地における共        生型福祉施設の設置        について」に基づく        岩手県、宮城県、福        島県において整備す        る共生型福祉施設</p>	<p>共生型福祉施設</p>		
<p>(11) 上記以外の施設        であって、当該施        設について国が当        該施設の設置及び        運営についての基        準を定めており、        かつ、厚生労働大        臣が特に整備の必        要を認めるもの</p>	<p>その他施設</p>		

3 第2において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

(1) 第2の2の表第1号、第2号、及び第11号に掲げる施設（以下「保護施設等」という。）並びに保護施設等に係る第9号の施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築並びに倒壊等の危険性のある障害者施設等の耐震化及び津波対策としての高台への移転を図るための改築（以下「耐震化等整備」という。）を含む。）をすること。
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
拡張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕等	既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。
応急仮設施設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。



(2) 第2の2の表第3号、第5号及び第6号に掲げる施設（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）並びに障害福祉サービス事業所等に係る第9号の施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
大規模修繕等 （沖縄県が行う施設整備を除く。）	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備をすること。
応急仮設施設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。
避難スペース整備 （第5号に掲げる施設の整備を除く。）	平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。

(3) 第2の2の表第4号及び第7号の施設並びに同号の施設に係る第9号の施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
大規模修繕等 （沖縄県が行う施設整備を除く。ただし、共同生活援助事業所はこの限りではない。）	既存建物について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。
応急仮設施設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。
避難スペース整備 （居宅介護及び相談支援を行う事業所の施設整備を除く。）	平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。

(4) 第2の2の表第8号に掲げる施設の場合

整備区分	整備内容
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。

(5) 第2の2の表第10号に掲げる施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること（既存建物を活用して新たに事業を実施するために必要な改修整備を含む。）。

(交付の対象)

- 4 整備費補助金は、次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業を交付の対象とする。

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥県補助率	⑦国庫補助率
(1) 保護施設	生活保護法第41条	社会福祉法人 又は日本赤十字社	生活保護法第74条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市（沖縄県を除く。）	3/4	2/3
(2) 社会事業 授産施設	社会福祉法第2条第2項第7号	社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市（沖縄県を除く。）	3/4	2/3
(3) 障害福祉 サービス事業所等	障害者総合支援法第79条第2項	障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
7 障害福祉 サービス事業所（療養 介護を除く。）						

		人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特例民法法人、NPO法人、営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。）				
イ 障害福祉サービス事業所（療養介護に限る。）	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
ウ 障害者支援施設	障害者総合支援法第83条第4項	地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人（社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人等。医療法人を除く。）	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
(4) 居宅介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所及び相談支援事業所	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3

(5) 身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉法第28条第3項	社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
(6) 児童福祉施設等 ア 障害児入所施設	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人又は日本赤十字社若しくは公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人	児童福祉法第56条の2第1項	都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市	3 / 4	2 / 3
イ 児童発達支援センター	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人等	児童福祉法第56条の2第1項	都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市	3 / 4	2 / 3
ウ 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所	児童福祉法第34条の3第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
(7) 保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所	児童福祉法第34条の3第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
(8) 福祉ホーム	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
(9) 応急仮設施設	平成17年10月5日社援発第1005010号	本表中の施設の種類ごとに定められてい	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3

	厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」	る設置者				
(10) 共生型福祉施設	平成24年7月31日雇児総発0731第1号、雇児保発0731第1号、社援基発0731第1号、障障発0731第2号、老高発0731第1号、老振発0731第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、同保育課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局高齢者支援課長、同振興課長通知「被災地における共生型福祉施設の設置について」	市町村又は社会福祉法人等	予算措置	岩手県、宮城県又は福島県	定額	定額
(11) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	社会福祉法人又は日本赤十字社	予算措置等	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3

5 整備費補助金は、施設整備費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舎に要する費用
- (3) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

6 整備費補助金の交付額は、次により算出する。

なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 創設(第2の2の表第10号に掲げる施設に係るものを除く。)、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備については、次により算出された額を交付額とする。

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1又は別表1-2の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等(営利法人を除く。))の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 4の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表1-1又は別表1-2の第1欄に定める種目ごとに第2欄により算出した基準額の合計を算出する。

ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行う場合は、21,700千円(ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、29,200千円)を加えた額とする。(なお、初度設備相当を併せて整備する場合は、1,180千円(ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、3,120千円)を加えた額とする。)

ウ アにより選定された額に4の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、イにより算出した額と、施設の種類ごとに算出した都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額の合計額とを比較していずれか少ないほうの額の施設の種類の額(以下、「国庫補助基本額」という。(ただし、地域交流スペースの整備を行う場合は、21,700千円(ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、29,200千円)、(なお、初度設備相当を併せて整備する場合は、1,180千円(ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、3,120千円)を加えた額とする。))を国庫補助基本額の上限とする。))に、4の表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額(ただし、地域交流スペースの整備を行う場合は、エによることとする。)とする。

エ 地域交流スペースの整備を行うときは、総事業費(対象経費の実支出額)(寄付金その他の収入額を控除した額)のうち地域交流スペースの整備に係る額と、21,700千円(ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、29,200千円)、(なお、初度設備相当を併せて整備す

る場合は、1, 180千円（ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、3, 120千円）を加えた額とする。）と、都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額のうち地域交流スペースの整備に係る額とを比較していずれか少ない方の額をウにより算定された額に加えたものを交付額とする。

オ 耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合には、イ からエ中「21, 700千円」とあるのは「29, 700千円」、「29, 200千円」とあるのは「40, 950千円」とそれぞれ読み替えて適用する。

(2) 創設（第2の2の表第10号に掲げる施設に係るものに限る。）については、次により算出された額を交付額とする。

ア 別表1-3の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と、第2欄に定める基準額を比較して少ない方の額の範囲内の額を交付額とする。

(3) (1)及び(2)以外の事業の場合については、施設ごとに次により算出するものとする。

ア 別表1-4及び別表4の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額を合算した額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「都道府県（指定都市及び中核市）補助基本額」という。）に、4の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額とを比較して少ない方の額（以下「国庫補助基本額」という。）に、同表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。

(国の財政上の特別措置)

(4) 次の表の①欄に定める区分ごとに、②欄に定める対象施設の種類の掲げる場合には、次のとおりとする。

ア 創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備の場合

(1) のうち「4の表の⑥欄に定める県補助率」とあるのは「(4)の表の③欄に定める県補助率」と、「4の表の⑦欄に定める国庫補助率」とある



のは「(4)の表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。

イ ア以外の施設の場合

(3)のイ中「4の表の⑥欄に定める県補助率」とあるのは「(4)の表の③欄に定める県補助率」と、「同表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「同表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。

区 分 ①	対 象 施 設 の 種 類 ②	県補助率 ③	国庫補助 率 ④
ア 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）</li> <li>・ 障害者支援施設</li> <li>・ 身体障害者社会参加支援施設（盲導犬訓練施設を除く。）</li> <li>・ 障害児入所施設（主として、知的障害のある児童を入所させるものに限る。）</li> </ul>	5/6	4/5
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児入所施設（主として、重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう）を入所させるものに限る。）</li> </ul>	9/10	8/9

<p>イ 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉施設</li> </ul>	<p>4/5</p>	<p>5.5/8</p>
<p>ウ 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救護施設</li> <li>・ 障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。）</li> <li>・ 障害児入所施設</li> </ul>	<p>5/6</p>	<p>4/5</p>
<p>エ 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救護施設</li> <li>・ 障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。）</li> <li>・ 障害児入所施設</li> </ul>	<p>5/6</p>	<p>4/5</p>

(補助金の概算払)

- 7 地方厚生局長(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長。以下「地方厚生(支)局長」という。)は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(交付の条件)

- 8 整備費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。
  - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。
  - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生(支)局長に報告してその指示を受けなければならない。
  - (4) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。
  - (5) 都道府県が市町村又は社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合、若しくは、指定都市又は中核市が社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。
    - ア 間接補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならない。
    - イ 間接補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならない。
      - (ア) 建物の規模又は構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)
      - (イ) 建物等の用途
      - (ウ) 入所定員又は利用定員
    - ウ 間接補助事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならない。
    - エ 間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告してその指示を受けなければならない。
    - オ 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付させることがある。
    - カ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の

完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙7の様式により速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は支社及び支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付させることがある。

ク 間接補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

ケ 間接補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

コ 間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

サ この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

シ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

ス 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(6) (5)により付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。

(7) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び補助金に係る消費税及び地方

消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(8) 間接補助事業者が(5)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(9) 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払によりこの間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

#### (申請手続)

9 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

補助事業者は、別紙1の様式による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。

#### (変更申請手続)

10 整備費補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、9に定める申請手続に従い、毎年度別に指示する期日までに行うものとする。

#### (交付決定までの標準的期間)

11 この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

地方厚生(支)局長は、9若しくは10による申請書が到達した日から起算して原則として4月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

#### (状況報告)

12 この補助金の状況報告については、次により行わなければならない。

補助事業者は、施設整備に係る工事に着工したときは、別紙4の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙5の様式により毎年度12月末日現在の状況を翌月15日までに地方厚生(支)局長に報告しなければならない。

#### (実績報告)

13 この補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。

補助事業者は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(8の(5)のウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生(支)局長に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙6の様式による報告書を地方厚生(支)

局長に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

- 14 地方厚生(支)局長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 15 特別の事情により6、9、10、12及び13に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

## 【保護施設等の場合（３の（１）に掲げる施設）】

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
<p>本體工事費</p>	<p>ア 定員 1 人当たり基準単価を適用する場合            (ア) 別表 2-1 又は別表 2-2 に掲げる定員 1 人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。            (イ) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 12 条第 1 項第 4 号に規定する津波避難対策緊急事業計画（以下「津波避難対策緊急事業計画」という。）に基づく事業として行う場合には別表 2-3 に掲げる定員 1 人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。            (ウ) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第 2 条に規定する地震対策緊急整備事業計画（以下「地震対策緊急整備事業計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表 2-4 又は別表 2-5 に掲げる定員 1 人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。            (エ) 地震防災対策特別措置法第 2 条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下、「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表 2-4 又は別表 2-5 に掲げる定員 1 人当たり基準単価に定員を乗じて</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第 2 の 5 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。            ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>

得た額を基準額とする。

- イ 一部改築及び拡張  
平成17年10月5日社援発第1005009号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。
- ウ 都市部等において高層化して整備する場合であって、平成17年10月5日社援発第1005011号厚生労働省社会・援護局長通知「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める基準に適合する整備を行うときは、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。
- エ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。
- オ 積雪寒冷地域（寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表1に掲げる地域（国家公務員の寒冷地手当支給地域）とする。）に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあつては、1施設当たり42,600,000円を基準額とする。

ただし、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には1施設当たり47,300,000円を基準額とする。

耐震化等整備又は津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には、「42,600,000」を「56,500,000」、「47,300,000」



	<p>を「62,800,000」とそれぞれ読み替えて適用する。</p> <p>〈対象施設〉          救護施設、更生施設</p>	
介護用リフト等特殊付帯工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	介護用リフト等の整備に必要な工事費又は工事請負費
授産施設等近代化整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	授産施設等近代化の整備に必要な工事費又は工事請負費
授産施設等整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	授産施設等の整備に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

【障害福祉関係施設の場合（3の（2）、（3）及び（4）に掲げる施設）】

創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	<p>○ 1施設当たり基準単価を適用する場合</p> <p>(ア) 別表3-1又は別表3-2に掲げる1施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p>(イ) 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表3-3に掲げる1施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p>(ウ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表3-4又は別表3-5に掲げる1施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p>(エ) 公害防止対策事業として行う場合には別表3-6又は別表3-7に掲げる1施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p>(オ) 地震対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表3-8又は別表3-9に掲げる1施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p>(カ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表3-8又は別表3-9に掲げる1施設あたり基準単価を基準額とする。</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	<p>厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

## 算 定 基 準

## 【共生型福祉施設の場合（3の（5）に掲げる施設）】

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	1施設あたり 50,000千円 (定額) ※ 施設整備に併せて施設と一体的な 設備を整備する場合は、当該設備整 備費について5,000千円(定 額)以内で加算できる。	施設の整備(施設の整備と一体的に整 備されるものを含む。)に必要な工事費 又は工事請負費及び工事事務費(工事施 工のため直接必要な事務に要する費用で あって、旅費、消耗品費、通信運搬費、 印刷製本費及び設計監督料等をいい、そ の額は、工事費又は工事請負費の2.6 %に相当する額を限度額とする。) ただし、別の補助金等又はこの種目と は別の種目において別途交付対象とする 費用を除き、工事費又は工事請負費に は、これと同等と認められる委託費、分 担金及び適当と認められる購入費等を含 む(以下同じ。)。

別表 1 - 4

## 算 定 基 準

(別表 1 - 1、別表 1 - 2、別表 1 - 3 及び別表 4 に掲げる整備以外の事業)

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。ただし、第 3 欄に定める対象経費の実支出額（以下「実支出額」という。）がこれに満たないときは、実支出額とする。	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第 2 の 5 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2. 6 % に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>
スプリンクラー設備等工事費 (既存施設)	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費
仮施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	仮施設整備に必要な賃貸料、工事費又は工事請負費

平成26年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種別			A地域	B地域	C地域	D地域
			下記都県内 (青森県、岩手県、福島県、東京都、富山県、山梨県、長野県、沖縄県)	下記道府県内 (北海道、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大分県、奈良県、鳥取県、広島県、熊本県、鹿児島県)	下記県内 (栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県)	下記県内 (徳島県、愛媛県、福岡県、大分県)
教護施設	本棟	都市部	4,920,000	4,690,000	4,450,000	4,220,000
		標準	4,690,000	4,470,000	4,240,000	4,020,000
	初年度設備加算		74,000			
	個室整備加算	都市部	345,000	329,000	312,000	296,000
標準		329,000	314,000	298,000	282,000	
更生施設	本棟	都市部	4,920,000	4,690,000	4,450,000	4,220,000
		標準	4,690,000	4,470,000	4,240,000	4,020,000
	初年度設備加算		74,000			
	個室整備加算	都市部	345,000	329,000	312,000	296,000
標準		329,000	314,000	298,000	282,000	
授産施設	都市部		2,140,000	2,040,000	1,930,000	1,830,000
	標準		2,040,000	1,950,000	1,850,000	1,750,000
	初年度設備加算		74,000			
宿所提供施設	都市部		1,710,000	1,630,000	1,540,000	1,460,000
	標準		1,630,000	1,560,000	1,480,000	1,400,000
	初年度設備加算		74,000			
社会事業授産施設	都市部		2,140,000	2,040,000	1,930,000	1,830,000
	標準		2,040,000	1,950,000	1,850,000	1,750,000
	初年度設備加算		74,000			

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地域に所在する場合は、A地域単価を適用すること。

3 改築整備に係る初年度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。

4 教護施設にサテライト型教護施設を設置する場合には、教護施設の基準を適用する。

5 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

別表2-2

(耐震化等整備)を行う場合

平成26年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		A地域 下記都県内	B地域 下記道府県内	C地域 下記県内	D地域 下記県内
		〔青森県、岩手県、福島県、東京都、富山県、山梨県、長野県、沖縄県〕	〔北海道、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、広島県、熊本県、鹿児島県〕	〔栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県〕	〔徳島県、愛媛県、福岡県、大分県〕
救護施設	都市部	6,740,000	6,420,000	6,100,000	5,780,000
	標準	6,420,000	6,120,000	5,810,000	5,510,000
更生施設	都市部	6,740,000	6,420,000	6,100,000	5,780,000
	標準	6,420,000	6,120,000	5,810,000	5,510,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地域に所在する場合は、A地域単価を適用すること。

3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

平成26年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		A地域 下記都内	B地域 下記県内	C地域 下記県内	D地域 下記県内
		東京都	神奈川県、静岡県、三重県、 鹿児島県	千葉県、愛知県、 兵庫県、和歌山県、 高知県、宮崎県	徳島県、愛媛県、 大分県
救護施設	都市部	6,740,000	6,420,000	6,100,000	5,780,000
	標準	6,420,000	6,120,000	5,810,000	5,510,000
更生施設	都市部	6,740,000	6,420,000	6,100,000	5,780,000
	標準	6,420,000	6,120,000	5,810,000	5,510,000
授産施設	都市部	2,880,000	2,750,000	2,610,000	2,480,000
	標準	2,750,000	2,630,000	2,490,000	2,370,000
宿所提供施設	都市部	2,290,000	2,190,000	2,090,000	1,980,000
	標準	2,190,000	2,100,000	1,990,000	1,890,000
社会事業授産施設	都市部	2,880,000	2,750,000	2,610,000	2,480,000
	標準	2,750,000	2,630,000	2,490,000	2,370,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地域に所在する場合は、A地域単価を適用すること。

3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

平成26年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		A地域 下記都県内		B地域 下記道府県内		C地域 下記県内		D地域 下記県内	
		都市部	標準	北海道、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、広島県、熊本県、鹿児島県	千葉県、群馬県、埼玉県、千葉県、福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県			
救護施設	本体	都市部	5,470,000	5,210,000	4,950,000	4,690,000			
		標準	5,210,000	4,970,000	4,720,000	4,470,000			
	初年度設備加算		82,000						
	個室整備加算	都市部	383,000	365,000	347,000	329,000			
標準		365,000	349,000	331,000	314,000				

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、A地域単価を適用すること。
- 3 改築整備に係る初年度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
- 4 木造施設の改築として行う場合に限り。
- 5 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。



(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

## 平成26年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		A地域 下記都県内  (青森県、岩手県、 福島県、東京都、 富山県、山梨県、 長野県、沖縄県)	B地域 下記道府県内  (北海道、宮城県、秋田県、 山形県、茨城県、神奈川県、 新潟県、石川県、岐阜県、 静岡県、三重県、京都府、 大阪府、奈良県、鳥取県、 広島県、熊本県、鹿児島県)	C地域 下記県内  (栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、 福井県、愛知県、 滋賀県、兵庫県、 和歌山県、島根県、 岡山県、山口県、 香川県、高知県、 佐賀県、長崎県、 宮崎県)	D地域 下記県内  (徳島県、愛媛県、 福岡県、大分県)
		救護施設	都市部	7,490,000	7,130,000
	標準	7,130,000	6,800,000	6,450,000	6,120,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地域に所在する場合は、A地域単価を適用すること。

3 木造施設の改築として行う場合に限る。

## 平成26年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	45,400,000
			標準	43,300,000
		21人 ~ 40人	都市部	91,400,000
			標準	87,000,000
		41人 ~ 60人	都市部	152,100,000
			標準	144,900,000
		61人 ~ 80人	都市部	213,600,000
			標準	203,500,000
		81人 ~ 100人	都市部	275,300,000
			標準	262,200,000
		101人 ~ 120人	都市部	336,100,000
			標準	320,100,000
		121人以上	都市部	397,800,000
			標準	378,900,000
	施設入所支援整備加算及び 本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部	36,700,000
			標準	35,100,000
		21人 ~ 40人	都市部	73,700,000
			標準	70,200,000
		41人 ~ 60人	都市部	123,100,000
			標準	117,300,000
		61人 ~ 80人	都市部	173,200,000
			標準	165,000,000
		81人 ~ 100人	都市部	222,500,000
			標準	211,900,000
		101人 ~ 120人	都市部	272,700,000
			標準	259,700,000
		121人以上	都市部	322,000,000
			標準	306,700,000
就労・訓練事業等整備加算			都市部	35,000,000
			標準	33,300,000
大規模生産設備等整備加算			都市部	114,900,000
			標準	109,500,000
短期入所整備加算			都市部	9,800,000
			標準	9,300,000
発達障害者支援センター整備加算			都市部	11,100,000
			標準	10,600,000
相談支援、障害児相談支援整備加算			都市部	8,100,000
			標準	7,800,000
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算			都市部	5,200,000
			標準	4,900,000
避難スペース整備加算			都市部	30,600,000
			標準	29,100,000

別表3-1

療養介護	本体	利用定員 20人	都市部	82,400,000
			標準	78,500,000
		21人 ~ 40人	都市部	165,200,000
			標準	157,400,000
		41人 ~ 60人	都市部	275,300,000
			標準	262,200,000
		61人 ~ 80人	都市部	387,200,000
			標準	368,800,000
		81人 ~ 100人	都市部	498,200,000
			標準	474,500,000
		101人 ~ 120人	都市部	609,000,000
			標準	580,100,000
		121人以上	都市部	720,000,000
			標準	685,700,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	35,000,000	
		標準	33,300,000	
	大規模生産設備等整備加算	都市部	114,900,000	
		標準	109,500,000	
	短期入所整備加算	都市部	9,800,000	
		標準	9,300,000	
発達障害者支援センター整備加算	都市部	11,100,000		
	標準	10,600,000		
相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	8,100,000		
	標準	7,800,000		
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	都市部	5,200,000		
	標準	4,900,000		
避難スペース整備加算	都市部	30,600,000		
	標準	29,100,000		
共同生活援助	創設	定員4人~10人	都市部	21,700,000
			標準	20,700,000
		短期入所整備加算	都市部	9,800,000
			標準	9,300,000
	エレベーター等設置整備加算	都市部	1,710,000	
		標準	1,640,000	
	相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	8,100,000	
		標準	7,800,000	
	居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	都市部	5,200,000	
		標準	4,900,000	
	避難スペース整備加算	都市部	30,600,000	
		標準	29,100,000	

別表3-1

福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人以下	都市部	82,400,000
			標準	78,500,000
		21人～40人	都市部	165,200,000
			標準	157,400,000
		41人～60人	都市部	275,300,000
			標準	262,200,000
		61人～80人	都市部	387,200,000
			標準	368,800,000
		81人～100人	都市部	498,200,000
			標準	474,500,000
		101人～120人	都市部	609,000,000
			標準	580,100,000
		121人以上	都市部	720,000,000
			標準	685,700,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	35,000,000	
		標準	33,300,000	
	大規模生産設備等整備加算	都市部	114,900,000	
		標準	109,500,000	
	短期入所整備加算	都市部	9,800,000	
		標準	9,300,000	
発達障害者支援センター整備加算	都市部	11,100,000		
	標準	10,600,000		
相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	8,100,000		
	標準	7,800,000		
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	都市部	5,200,000		
	標準	4,900,000		
小規模グループケア整備加算	都市部	17,100,000		
	標準	16,400,000		
避難スペース整備加算	都市部	30,600,000		
	標準	29,100,000		
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人以下	都市部	45,400,000
			標準	43,300,000
		21人～40人	都市部	91,400,000
			標準	87,000,000
		41人～60人	都市部	152,100,000
			標準	144,900,000
		61人～80人	都市部	213,600,000
			標準	203,500,000
		81人～100人	都市部	275,300,000
			標準	262,200,000
		101人～120人	都市部	336,100,000
			標準	320,100,000
		121人以上	都市部	397,800,000
			標準	378,900,000

別表3-1

就労・訓練事業等整備加算	都市部	35,000,000
	標準	33,300,000
大規模生産設備等整備加算	都市部	114,900,000
	標準	109,500,000
短期入所整備加算	都市部	9,800,000
	標準	9,300,000
発達障害者支援センター整備加算	都市部	11,100,000
	標準	10,600,000
相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	8,100,000
	標準	7,800,000
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	都市部	5,200,000
	標準	4,900,000
避難スペース整備加算	都市部	30,600,000
	標準	29,100,000
増築整備(既存施設の現在定員の増員)	都市部	22,900,000
	標準	21,800,000
短期入所(短期入所のみ)の整備の場合)	都市部	9,800,000
	標準	9,300,000
相談支援、障害児相談支援(各事業のみ)の整備の場合)	都市部	8,100,000
	標準	7,800,000
居宅介護、保育所等訪問支援(各事業のみ)の整備の場合)	都市部	5,200,000
	標準	4,900,000
補装具製作施設	都市部	11,700,000
	標準	11,200,000
盲導犬訓練施設	都市部	142,500,000
	標準	135,700,000
点字図書館	都市部	39,300,000
	標準	37,500,000
聴覚障害者情報提供施設	都市部	52,900,000
	標準	50,400,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)

(耐震化等整備を行う場合)

平成26年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	121,200,000	
			標準	115,500,000	
		41人～60人	都市部	201,800,000	
			標準	192,200,000	
		61人～80人	都市部	283,400,000	
			標準	270,000,000	
		81人～100人	都市部	365,100,000	
			標準	347,800,000	
		101人～120人	都市部	445,800,000	
			標準	424,700,000	
		121人～	都市部	527,400,000	
			標準	502,400,000	
		施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	97,800,000
				標準	93,200,000
	41人～60人		都市部	163,200,000	
			標準	155,500,000	
	61人～80人		都市部	229,700,000	
			標準	218,800,000	
	81人～100人		都市部	295,000,000	
			標準	281,100,000	
	101人～120人		都市部	361,700,000	
			標準	344,500,000	
	121人～		都市部	427,000,000	
			標準	406,700,000	
就労・訓練事業等整備加算			都市部	46,500,000	
			標準	44,300,000	
短期入所整備加算			都市部	10,800,000	
			標準	10,200,000	
発達障害者支援センター整備加算			都市部	14,700,000	
			標準	14,100,000	

別表3-2

福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	219,300,000
			標準	208,800,000
		41人～60人	都市部	365,100,000
			標準	347,800,000
		61人～80人	都市部	513,500,000
			標準	489,100,000
		81人～100人	都市部	660,600,000
			標準	629,100,000
		101人～120人	都市部	807,800,000
			標準	769,400,000
		121人～	都市部	954,900,000
			標準	909,400,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	46,500,000	
		標準	44,300,000	
	短期入所整備加算	都市部	10,800,000	
		標準	10,200,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	14,700,000	
		標準	14,100,000	

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて  
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。

(南海トラフ特別措置法に基づく整備を行う場合)  
平成26年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	121,200,000	
			標準	115,500,000	
		41人～60人	都市部	201,800,000	
			標準	192,200,000	
		61人～80人	都市部	283,400,000	
			標準	270,000,000	
		81人～100人	都市部	365,100,000	
			標準	347,800,000	
		101人～120人	都市部	445,800,000	
			標準	424,700,000	
		121人～	都市部	527,400,000	
			標準	502,400,000	
		施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	97,800,000
				標準	93,200,000
	41人～60人		都市部	163,200,000	
			標準	155,500,000	
	61人～80人		都市部	229,700,000	
			標準	218,800,000	
	81人～100人		都市部	295,000,000	
			標準	281,100,000	
101人～120人	都市部		361,700,000		
	標準		344,500,000		
121人～	都市部		427,000,000		
	標準		406,700,000		
就労・訓練事業等整備加算	都市部	46,500,000			
	標準	44,300,000			
短期入所整備加算	都市部	10,800,000			
	標準	10,200,000			
発達障害者支援センター整備加算	都市部	14,700,000			
	標準	14,100,000			
療養介護	本体	利用定員 40人以下	都市部	219,600,000	
			標準	209,300,000	



別表3-3

		41人～60人	都市部	366,200,000
			標準	348,700,000
		61人～80人	都市部	514,500,000
			標準	490,100,000
		81人～100人	都市部	662,100,000
			標準	630,600,000
		101人～120人	都市部	809,700,000
			標準	771,300,000
		121人以上	都市部	957,300,000
			標準	911,700,000
就労・訓練事業等整備加算	都市部	46,500,000		
	標準	44,200,000		
短期入所整備加算	都市部	13,000,000		
	標準	12,300,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	14,700,000		
	標準	14,100,000		
共同生活援助	本体	定員4人～10人	都市部	28,800,000
			標準	27,600,000
	短期入所整備加算	都市部	13,000,000	
		標準	12,300,000	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	219,300,000
			標準	208,800,000
		41人～60人	都市部	365,100,000
			標準	347,800,000
		61人～80人	都市部	513,500,000
			標準	489,100,000
		81人～100人	都市部	660,600,000
			標準	629,100,000
		101人～120人	都市部	807,800,000
			標準	769,400,000
		121人～	都市部	954,900,000
			標準	909,400,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	46,500,000
			標準	44,300,000
短期入所整備加算	都市部	10,800,000		
	標準	10,200,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	14,700,000		
	標準	14,100,000		

別表3-3

福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 40人以下	都市部	121,400,000
			標準	115,700,000
		41人～60人	都市部	202,300,000
			標準	192,600,000
		61人～80人	都市部	284,000,000
			標準	270,600,000
		81人～100人	都市部	366,200,000
			標準	348,700,000
		101人～120人	都市部	447,000,000
			標準	425,700,000
		121人以上	都市部	528,900,000
			標準	503,800,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	46,500,000
			標準	44,200,000
短期入所整備加算	都市部	13,000,000		
	標準	12,300,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	14,700,000		
	標準	14,100,000		

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて  
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

## 平成26年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	50,500,000
			標準	48,100,000
		21人 ~ 40人	都市部	101,500,000
			標準	96,700,000
		41人 ~ 60人	都市部	169,000,000
			標準	161,000,000
		61人 ~ 80人	都市部	237,400,000
			標準	226,100,000
		81人 ~ 100人	都市部	305,900,000
			標準	291,400,000
		101人 ~ 120人	都市部	373,500,000
			標準	355,700,000
		121人以上	都市部	442,000,000
			標準	421,000,000
	施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部	40,800,000
			標準	38,900,000
		21人 ~ 40人	都市部	81,900,000
			標準	78,000,000
		41人 ~ 60人	都市部	136,800,000
			標準	130,300,000
		61人 ~ 80人	都市部	192,500,000
			標準	183,300,000
		81人 ~ 100人	都市部	247,200,000
			標準	235,500,000
101人 ~ 120人		都市部	303,000,000	
		標準	288,500,000	
121人以上		都市部	357,800,000	
		標準	340,800,000	
就労・訓練事業等整備加算			都市部	38,900,000
			標準	37,000,000
大規模生産設備等整備加算			都市部	127,500,000
			標準	121,500,000
短期入所整備加算			都市部	10,900,000
			標準	10,300,000
発達障害者支援センター整備加算			都市部	12,400,000
			標準	11,800,000
相談支援、障害児相談支援整備加算			都市部	9,000,000
			標準	8,600,000
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算			都市部	5,800,000
			標準	5,500,000
避難スペース整備加算			都市部	33,900,000
			標準	32,300,000

別表3-4

障害児入所施設 (主として知的障害のある 児童を入所させるものに限 る。)	本体	利用定員 20人以下	都市部	91,500,000
			標準	87,200,000
		21人 ~ 40人	都市部	183,500,000
			標準	174,900,000
		41人 ~ 60人	都市部	305,900,000
			標準	291,400,000
		61人 ~ 80人	都市部	430,200,000
			標準	409,800,000
		81人 ~ 100人	都市部	553,500,000
			標準	527,200,000
		101人 ~ 120人	都市部	676,700,000
			標準	644,500,000
		121人以上	都市部	800,000,000
			標準	761,900,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	38,900,000	
		標準	37,000,000	
	大規模生産設備等整備加算	都市部	127,500,000	
		標準	121,500,000	
	短期入所整備加算	都市部	10,900,000	
		標準	10,300,000	
発達障害者支援センター整備加算	都市部	12,400,000		
	標準	11,800,000		
相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	9,000,000		
	標準	8,600,000		
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	都市部	5,800,000		
	標準	5,500,000		
小規模グループケア整備加算	都市部	18,900,000		
	標準	18,000,000		
避難スペース整備加算	都市部	33,900,000		
	標準	32,300,000		
障害児入所施設 (主として重症心身障害児 (児童福祉法第7条第2項 に規定する重症心身障害 児をいう)を入所させるもの に限る。)	本体	利用定員 20人以下	都市部	98,800,000
			標準	94,200,000
		21人 ~ 40人	都市部	198,200,000
			標準	188,900,000
		41人 ~ 60人	都市部	330,300,000
			標準	314,700,000
		61人 ~ 80人	都市部	464,600,000
			標準	442,600,000
		81人 ~ 100人	都市部	597,800,000
			標準	569,400,000
		101人 ~ 120人	都市部	730,800,000
			標準	696,100,000
		121人以上	都市部	864,000,000
			標準	822,800,000

就労・訓練事業等整備加算	都市部	42,000,000
	標準	40,000,000
大規模生産設備等整備加算	都市部	127,500,000
	標準	121,500,000
短期入所整備加算	都市部	11,700,000
	標準	11,100,000
相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	9,800,000
	標準	9,300,000
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,200,000
	標準	6,000,000
小規模グループケア整備加算	都市部	20,500,000
	標準	19,600,000
避難スペース整備加算	都市部	33,900,000
	標準	32,300,000
増築整備(既存施設の現在定員の増員)	都市部	25,200,000
	標準	24,000,000
補装具製作施設	都市部	13,000,000
	標準	12,500,000
点字図書館	都市部	43,700,000
	標準	41,600,000
聴覚障害者情報提供施設	都市部	58,800,000
	標準	56,000,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

平成26年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	134,600,000	
			標準	128,300,000	
		41人～60人	都市部	224,200,000	
			標準	213,500,000	
		61人～80人	都市部	314,900,000	
			標準	300,000,000	
		81人～100人	都市部	405,700,000	
			標準	386,500,000	
		101人～120人	都市部	495,400,000	
			標準	471,900,000	
		121人～	都市部	586,000,000	
			標準	558,200,000	
		施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	108,700,000
				標準	103,500,000
	41人～60人		都市部	181,400,000	
			標準	172,800,000	
	61人～80人		都市部	255,200,000	
			標準	243,100,000	
	81人～100人	都市部	327,800,000		
		標準	312,300,000		
101人～120人	都市部	401,900,000			
	標準	382,800,000			
121人～	都市部	474,500,000			
	標準	451,900,000			
就労・訓練事業等整備加算			都市部	51,700,000	
			標準	49,200,000	
短期入所整備加算			都市部	12,000,000	
			標準	11,300,000	
発達障害者支援センター整備加算			都市部	16,400,000	
			標準	15,600,000	

別表3-5

福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	243,600,000
			標準	232,000,000
		41人～60人	都市部	405,700,000
			標準	386,500,000
		61人～80人	都市部	570,500,000
			標準	543,500,000
		81人～100人	都市部	734,000,000
			標準	699,000,000
		101人～120人	都市部	897,500,000
			標準	854,900,000
		121人～	都市部	1,061,000,000
			標準	1,010,500,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	51,700,000	
		標準	49,200,000	
	短期入所整備加算	都市部	12,000,000	
標準		11,300,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	16,400,000		
	標準	15,600,000		

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて  
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。

(公害防止対策事業として行う場合)

平成26年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人以下	都市部	87,800,000
			標準	83,700,000
		21人 ~ 40人	都市部	176,144,000
			標準	167,819,000
		41人 ~ 60人	都市部	293,684,000
			標準	279,772,000
		61人 ~ 80人	都市部	412,756,000
			標準	393,148,000
		81人 ~ 100人	都市部	531,063,000
			標準	505,868,000
		101人 ~ 120人	都市部	649,588,000
			標準	618,697,000
		121人 以上	都市部	767,895,000
			標準	731,308,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	37,300,000	
		標準	35,600,000	
	大規模生産設備等整備加算	都市部	121,800,000	
		標準	116,000,000	
	短期入所整備加算	都市部	10,400,000	
		標準	9,900,000	
発達障害者支援センター整備加算	都市部	11,900,000		
	標準	11,300,000		
相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	8,700,000		
	標準	8,300,000		
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	都市部	5,600,000		
	標準	5,200,000		
小規模グループケア整備加算	都市部	18,100,000		
	標準	17,500,000		
避難スペース整備加算	都市部	32,500,000		
	標準	31,000,000		
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター	本体	利用定員 20人以下	都市部	48,500,000
			標準	46,200,000
		21人 ~ 40人	都市部	97,500,000
			標準	92,800,000
		41人 ~ 60人	都市部	162,300,000
			標準	154,600,000
		61人 ~ 80人	都市部	227,900,000
			標準	217,100,000
		81人 ~ 100人	都市部	293,600,000
			標準	279,700,000
		101人 ~ 120人	都市部	358,500,000
			標準	341,500,000
		121人 以上	都市部	424,300,000
			標準	404,100,000



就労・訓練事業等整備加算	都市部	37,300,000
	標準	35,600,000
大規模生産設備等整備加算	都市部	121,800,000
	標準	116,000,000
短期入所整備加算	都市部	10,400,000
	標準	9,900,000
発達障害者支援センター整備加算	都市部	11,900,000
	標準	11,300,000
相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	8,700,000
	標準	8,300,000
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	都市部	5,600,000
	標準	5,200,000
避難スペース整備加算	都市部	32,500,000
	標準	31,000,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて  
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。  
 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。  
 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。

(公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合)

平成26年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	233,900,000
			標準	222,800,000
		41人～60人	都市部	389,500,000
			標準	371,000,000
		61人～80人	都市部	547,700,000
			標準	521,700,000
		81人～100人	都市部	704,600,000
			標準	671,100,000
		101人～120人	都市部	861,600,000
			標準	820,700,000
		121人以上	都市部	1,018,500,000
			標準	970,000,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	49,600,000
			標準	47,200,000
	短期入所整備加算	都市部	11,500,000	
		標準	10,800,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	15,700,000	
		標準	15,000,000	

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて

(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

## 平成26年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	50,500,000
			標準	48,100,000
		21人 ~ 40人	都市部	101,500,000
			標準	96,700,000
		41人 ~ 60人	都市部	169,000,000
			標準	161,000,000
		61人 ~ 80人	都市部	237,400,000
			標準	226,100,000
		81人 ~ 100人	都市部	305,900,000
			標準	291,400,000
		101人 ~ 120人	都市部	373,500,000
			標準	355,700,000
		121人 以上	都市部	442,000,000
			標準	421,000,000
	施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部	40,800,000
			標準	38,900,000
		21人 ~ 40人	都市部	81,900,000
			標準	78,000,000
		41人 ~ 60人	都市部	136,800,000
			標準	130,300,000
		61人 ~ 80人	都市部	192,500,000
			標準	183,300,000
	81人 ~ 100人	都市部	247,200,000	
		標準	235,500,000	
	101人 ~ 120人	都市部	303,000,000	
標準		288,500,000		
121人 以上	都市部	357,800,000		
	標準	340,800,000		
就労・訓練事業等整備加算			都市部	38,900,000
			標準	37,000,000
大規模生産設備等整備加算			都市部	127,500,000
			標準	121,500,000
短期入所整備加算			都市部	10,900,000
			標準	10,300,000
発達障害者支援センター整備加算			都市部	12,400,000
			標準	11,800,000
相談支援、障害児相談支援整備加算			都市部	9,000,000
			標準	8,600,000
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算			都市部	5,800,000
			標準	5,500,000
避難スペース整備加算			都市部	33,900,000
			標準	32,300,000

別表3-8

福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人以下	都市部	91,500,000
			標準	87,200,000
		21人～40人	都市部	183,500,000
			標準	174,900,000
		41人～60人	都市部	305,900,000
			標準	291,400,000
		61人～80人	都市部	430,200,000
			標準	409,800,000
		81人～100人	都市部	553,500,000
			標準	527,200,000
		101人～120人	都市部	676,700,000
			標準	644,500,000
		121人以上	都市部	800,000,000
			標準	761,900,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	38,900,000
			標準	37,000,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部	127,500,000
			標準	121,500,000
	短期入所整備加算		都市部	10,900,000
			標準	10,300,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	12,400,000
			標準	11,800,000
	相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	9,000,000
			標準	8,600,000
	居宅介護、保育所等訪問支援整備加算		都市部	5,800,000
			標準	5,500,000
	小規模グループケア整備加算		都市部	18,900,000
			標準	18,000,000
	避難スペース整備加算		都市部	33,900,000
			標準	32,300,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)
- 4 木造施設の改築として行う場合に限る。

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

## 平成26年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	134,600,000
			標準	128,300,000
		41人～60人	都市部	224,200,000
			標準	213,500,000
		61人～80人	都市部	314,900,000
			標準	300,000,000
		81人～100人	都市部	405,700,000
			標準	386,500,000
		101人～120人	都市部	495,400,000
			標準	471,900,000
		121人以上	都市部	586,000,000
			標準	558,200,000
	施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	108,700,000
			標準	103,500,000
		41人～60人	都市部	181,400,000
			標準	172,800,000
		61人～80人	都市部	255,200,000
			標準	243,100,000
		81人～100人	都市部	327,800,000
			標準	312,300,000
		101人～120人	都市部	401,900,000
			標準	382,800,000
		121人以上	都市部	474,500,000
			標準	451,900,000
就労・訓練事業等整備加算		都市部	51,700,000	
		標準	49,200,000	
短期入所整備加算		都市部	12,000,000	
		標準	11,300,000	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	16,400,000	
		標準	15,600,000	

別表3-9

福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	243,600,000
			標準	232,000,000
		41人 ~ 60人	都市部	405,700,000
			標準	386,500,000
		61人 ~ 80人	都市部	570,500,000
			標準	543,500,000
		81人 ~100人	都市部	734,000,000
			標準	699,000,000
		101人 ~ 120人	都市部	897,500,000
			標準	854,900,000
		121人 以上	都市部	1,061,000,000
			標準	1,010,500,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	51,700,000	
		標準	49,200,000	
	短期入所整備加算	都市部	12,000,000	
		標準	11,300,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	16,400,000	
		標準	15,600,000	

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて  
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 4 木造施設の改築として行う場合に限る。

別表 4

算 定 基 準  
(そ の 他 施 設)

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
<p>本体工事費</p>	<p>次に掲げる額とし、改築及び大規模修繕等の工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた面積</p> <p>鉄筋            厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>ブロック        厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>木造            厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>
<p>解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費</p>	<p>厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

別紙 1

番 号  
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事  
指定都市の長  
中核市の長

印

平成 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 別紙（1）
- 2 施設の種類等 別紙（1）
- 3 申請額内訳 別紙（2）
- 4 事業計画 別紙（3）

（設置主体から都道府県（指定都市及び中核市）へ提出された申請書の事業計画の副本）

（添付書類）

- ・ 都道府県（指定都市及び中核市）及び設置主体の歳入歳出予算書（見込書）抄本











## 事業計画

## 1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
(世帯) <sup>人</sup>	(世帯) <sup>人</sup>	(世帯) <sup>人</sup>

(注) 宿所提供施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

## 2 施設整備費に係る事業計画

## (1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。）

- (ア) 敷地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- (イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）
- (ウ) 施設整備の区分（創設、拡張等の別）
- (エ) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- (オ) 建物の構造（\_\_\_\_\_造）

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。  
 なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を明示すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

- (ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- (イ) 建物の構造（\_\_\_\_\_造）
- (ウ) 建築年月日
- (エ) 補助金の区分（昭和〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他）
- (オ) 処分（取りこわし）年月日

(注) 既存施設の解体撤去工事がわかるものを添付すること。

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>、延面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

(イ) 建物の構造 ( \_\_\_\_\_造)

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 整備費内訳

ア	主体工事費	_____円
イ	工事事務費	_____円
ウ	小計(主体工事費)	_____円
エ	介護用リフト等特殊 附帯工事費	_____円
	(介護用リフト工事費)	_____円
	( _____ )	_____円
オ	授産施設近代化整備 工事費	_____円
カ	授産施設等整備工事 費	_____円
キ	解体撤去工事費及び 仮設施設整備工事費	
	(解体撤去工事費)	_____円
	(仮設施設整備工事費)	_____円
ク	その他の工事費	_____円
ケ	地域交流スペース	_____円
コ	合計	_____円

(注) 工事費費目別内訳書を添付すること。

(3) 財源内訳

ア	国庫補助金	_____円
イ	〇〇補助金	_____円
ウ	設置者負担金	_____円
	(内訳) 一般財源	_____円
	地方債	_____円
	寄付金	_____円
エ	合計	_____円

(4) 施工計画

- ア 直営・請負の別
- イ 契約年月日
- ウ 着工年月日
- エ 竣工年月日

オ 事業開始年月日

カ 解体撤去工事関係

(ア) 直営・請負の別

(イ) 着工年月日

(ウ) 完了年月日

キ 仮設施設工事関係

(ア) 直営・請負・賃貸借の別

(イ) 工事期間

(ウ) 仮設施設の使用期間

(5) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

(6) その他参考事項

番 号  
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事  
指定都市の長  
中核市の長

印

平成 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の事業実績報告について

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 別紙（1）のとおり
- 2 施設の種類等 別紙（1）のとおり
- 3 精算額内訳 別紙（2）のとおり
- 4 設置主体から都道府県（指定都市及び中核市）へ提出された事業実績報告書副本・別紙（3）のとおり
- 5 都道府県（指定都市及び中核市）及び設置主体の歳入歳出決算書（見込書）抄本









別紙(2)

施設整備精算額内訳(共生型福祉施設)

施設 種別	(設置者の名称)	(施設の名称)	設置者の 総事業費 円A	対象経費の 実支(予定)額 円B(≦A)	寄付金等の 支出額 円C	その他 収入額 円D(=A-C)	引 差 引 額 円E	BとDの少ない方 の額 円F	算定 基準 による 額 円G	県補助 額 円H	県補助 支出 額 円I	国庫補助 所要 額 円J	国庫補助 金交付 額 円K	国庫補助 金受入 額 円L	国庫補助 金差 引 額 円M(=K-I)	過 不足 額 円N(=L-M)	
																	1
施設整備費計																	

(注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。  
 (2) A欄～H欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の有無に関係なく必ず記載すること。  
 (3) I欄は、E欄、F欄若しくはG欄の合計のうち最も少ない額とすること。

事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 宿所提供施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

2 施設整備費に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。）

(ア) 敷地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）

(ウ) 施設整備の区分（創設、拡張等の別）

(エ) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(オ) 建物の構造（ \_\_\_\_\_ 造）

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(イ) 建物の構造（ \_\_\_\_\_ 造）

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分（昭和〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他）

(オ) 処分（取りこわし）年月日

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(イ) 建物の構造（ \_\_\_\_\_ 造）

(2) 支出済事業費総額

ア	主体工事費	_____円
イ	工事事務費	_____円
ウ	小計（本体工事費）	_____円
エ	介護用リフト等特殊 附帯工事費	_____円
	（介護用リフト工事費）	_____円
	（_____）	_____円
オ	授産施設近代化整備 工事費	_____円
カ	授産施設等整備工事 費	_____円
キ	解体撤去工事費及び 仮設施設整備工事費	
	（解体撤去工事費）	_____円
	（仮設施設整備工事費）	_____円
ク	その他の工事費	_____円
ケ	地域交流スペース	_____円
コ	合計	_____円

（注） 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 事業開始年月日
- オ 解体撤去工事関係
  - （ア）着工年月日
  - （イ）完了年月日
- カ 仮設施設工事関係
  - （ア）工事期間
  - （イ）仮設施設の使用期間

(4) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無  
有 ・ 無

(5) その他参考事項

(添付書類)

- 1 請負いの場合は、工事請負契約書の写  
直営の場合は、支払領収書の写  
賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写（仮施設設整備のみ）
- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写  
（建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証）
- 3 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表  
（交付申請書に添付したものと同一の場合は省略）
- 4 建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図  
（交付申請書に添付したものと同一の場合は省略）
- 5 建物内外主要部分の写真
- 6 工事契約金額報告書（別紙①）
- 7 抵当権の設定を証明できる書類（登記簿の写し等）

別紙①

番 号  
年 月 日

都道府県知事  
各 指定都市市長  
中核市市長

社会福祉法人〇〇〇会  
理事長 〇〇〇〇

施工業者  
株式会社 △△△建設  
代表取締役 △△△△

工事契約金額報告書

発注者（委託者）社会福祉法人〇〇〇会と請負者（受託者）株式会社△△△建設は◇◇◇施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、国庫補助金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契 約 年 月 日	金 額
当初〇〇工事請負契約	平成 年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円
設 計 監 理 委 託 契 約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円









別紙 6

番 号  
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

法 人 名

印

代表者名

平成 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金  
の年度終了実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律  
第179号）第14条後段の規定により別紙のとおり報告する。



番 号  
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事  
指定都市の長  
中核市の長

印
---

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）  
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）  
金 円
- 4 添付書類  
(1) 設置主体から都道府県（指定都市及び中核市）へ提出された消費税仕入控除税額報告書副本  
(2) 3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

障障発0515第1号  
平成25年5月15日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課長



### 社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）の適正執行について

障害福祉行政の推進について、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

標記については、「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」（平成 17 年 10 月 5 日付厚生労働省発社援第 1005003 号厚生労働事務次官通知）により取扱いが定められているところですが、今般、会計検査院から、社会福祉施設等施設整備費補助金等により整備した社会福祉施設等が提供する障害福祉サービスについて、一部廃止や休止となっているものや利用が低調であるものがある等、サービスが障害者等に十分利用されていない事態が生じ、事業効果が十分に発現しているとは認められない状況となっていることから、是正改善を行うべきとの指摘を受けたところです。

このため、今回の会計検査院からの指摘を踏まえ、下記の事項に留意の上、適正な処理に当たられるようお願いするとともに、管内事業者等に対し、必要な指導・助言を行われますようお願いいたします。

### 記

#### 1 会計検査院からの指摘等の概要

社会福祉施設等施設整備費補助金は、社会福祉法人等が行う障害福祉サービス事業所の施設の整備事業に対して、都道府県又は指定都市若しくは中核市（以下「都道府県等」という。）が行う補助事業を交付の対象として、その補助に要する費用の3分の2相当額を、都道府県等を通じて当該社会福祉法人等に補助しているものである。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金その他、厚生労働省としては、障害者就労訓練設備等整備事業による設備整備等に要する経費の一部（1施設 50 万円以上のもので上限 500 万円等）を補助する制度や、独立行政法人福祉医療機構による福祉貸付事業により、社会福祉法人等の障害福祉サービス事業所の整備を支援しているところである。（以下、これらを総称して「整備費補助金等」という。）

一方、都道府県等が、これら整備費補助金等の国庫補助協議の対象とする事業所の選

定に当たっては、単に待機者数の把握にとどまらず、施設の必要性の調査など実態を的確に把握し中長期的視点から真に必要性が認められ、かつ施設整備の目的、計画等が具体的であることなどを審査することが必要とされているとともに、施設を設置する適格性について、地方厚生（支）局等においてもヒアリングを実施するなどして審査を行っている。

会計検査院において、整備費補助金等により施設整備等が行われた事業所について、いわゆる新体系への移行を行った後、障害福祉サービスの利用の移行が順調に推移し、障害福祉サービスが十分に利用され、補助金等の効果が十分発現しているかなどに着眼して検査が行われた。

検査の対象は、平成 17 年度（平成 18 年度繰越のみ）から平成 22 年度（平成 23 年度繰越分を除く。）までの間の整備費補助金等による整備を行った 23 都道府県（注 1）に所在する 795 事業者の 914 事業所（整備費補助金の国庫補助額計 248 億 3916 万余円）であり、施設整備等が終了した平成 23 年度の障害福祉サービスの利用状況、休廃止の状況等について実地検査が行われた。

その結果、施設整備費補助金等により施設整備等が行われた事業所における利用率（注 2）について、検査対象事業所 914 中、101 事業所が 50 %未満であり、41 事業所が施設整備等を行った後に利用定員を減じていたことが確認された。また、16 事業所が全部又は一部のサービス提供を休止する等していたことが確認された。

このため、会計検査院としては、これらの事業所に対する施設整備費補助金等については、サービスの利用者が整備計画を大きく下回るものとなっており、事業効果が十分に発現しているとは認められない状況となっていた、と結論付けている。

（注 1）北海道、秋田県、茨城県、群馬県、埼玉県、東京都、新潟県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

（注 2）利用率：当該障害福祉サービスに係る事業所の開所日数に利用定員を乗じた定員利用の延べ人数に対する利用延べ人数の割合

また、会計検査院は、かかる事態に至った要因として、サービス需要の把握に関する調査が十分に行われていなかったことを挙げている。実際に、事業者、市町村又は都道府県において、整備費補助金等の申請等の際に、整備費補助金等により整備される障害福祉サービスに対する利用者の需要の有無について、具体的な調査を行っているか検査したところ、検査対象の障害福祉サービス 1357 のうち、何らかの調査を行っていたのは 3 割弱（27.2%）に過ぎない 370 であり、このうち費用負担等の条件を具体的に提示して利用契約締結の意向まで調査を行っていたものは 1 割にも満たない（7.2%）98 にとどまっていたとしている。

よって、国庫補助金等の交付申請の審査等に当たり、厚生労働省、地方厚生（支）局及び都道府県等においては、各障害福祉サービスの特徴等を踏まえ、具体的な需要の有無等の状況を十分確認することが必要であり、事業者においては、各障害福祉サービス



の特徴等を十分理解するとともに、具体的な需要の有無を十分把握すること及び提供する障害福祉サービスについて、障害者等に対して十分に周知を行うことが必要であるとしている。

このような検査結果から、厚生労働省に対して、次のとおり改善処置が求められたところである。

- (1) 厚生労働本省の担当部局、地方厚生（支）局及び都道府県等において、国庫補助金等の交付申請等の審査に当たり、当該事業所で提供されることとなる障害福祉サービスの需要の有無を具体的に把握した上で整備計画の妥当性について、必要に応じて福祉医療機関等の関係機関と連携をとるなどして、審査を行うよう指導、助言すること
- (2) 国庫補助金等の交付申請の際には、提供されることとなる障害福祉サービスの需要の有無を具体的に把握するよう事業者に指導、助言することを、事業所が所在する市町村に対して、都道府県等を通じて指導、助言すること
- (3) 事業所が所在する市町村に対して、当該事業所が提供する障害福祉サービスの利用状況を関係者と連携をとって十分把握した上で、提供する障害者等に対する周知の重要性を含め各種の助言を行うことにより、事業所の利用が図られるよう、都道府県等を通じて指導、助言すること

## 2 改善に向けた取り組み

上記1の指摘を踏まえ、以下の取り組みを実施することが必要であると考えているので、各都道府県等におかれては、遺漏なきよう取り扱われたい。

### (1) 厚生労働省（地方厚生（支）局）における対応

厚生労働省は、国庫補助金等の交付申請の際には、提供されることとなる障害福祉サービスの需要の有無を具体的に把握するよう事業者に指導、助言することを、事業所が所在する市町村に対して、都道府県等を通じて指導、助言するものとする。

このため、「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」（平成17年10月5日付厚生労働省発社援第1005003号、厚生労働事務次官通知）を改正することとし、国庫補助金の申請に必要な添付書類の一部を次のとおり見直すので、施設整備費等の交付を受けて整備する障害福祉サービスにおける需要の有無について適切に把握するよう努められたい。

#### ア 社会福祉施設等整備費協議通知の改正

毎年度、都道府県等に対して、社会福祉施設等国庫補助金の協議要領を「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」（以下「協議通知と言う。」）によりお示ししているところである。

都道府県等が、地方厚生（支）局を通じて厚生労働本省に提出する国庫補助協議書の添付資料について、施設等の創設及び移転改築の場合にあっては、当該障害福

社サービスに係る需要の把握に関する調査を行った上で、その整備計画の必要性を記載した市町村長の意見書を必ず添付することとする。

イ 地方厚生（支）局で用いる「社会福祉施設等整備計画ヒアリング要領」の改正  
都道府県等が、厚生労働本省に対し、社会福祉施設等施設整備費補助金に係る国庫補助協議書を提出するに際し、各地方厚生（支）局においてヒアリングを実施している。

そのヒアリングの内容を定めた「社会福祉施設等整備計画ヒアリング要領」中「7 障害福祉圏域の状況」の確認事項として、「当該障害福祉圏域において、今回新たに整備する障害福祉サービスにつき障害者等のニーズ調査を実施しているかどうか」を新たに盛り込むこととする。

なお、ヒアリングの視点として、「整備計画が、当該障害福祉圏域の状況を踏まえて作成されたものになっているかどうかを確認すること。具体的には、当該事業の整備計画の策定に当たり、事業者が当該障害福祉圏域における障害者等のニーズ調査等を行っているかどうかを確認し、かつ、各自治体の意見書において、事業者等が実施したニーズ調査を踏まえて、当該整備計画が妥当である旨の記述があるかどうかを確認すること。なお、ニーズ調査等が行われていない場合には、国庫補助協議書の提出を見送るように調整を図ること。」を加えることとする。

## （2）都道府県、政令指定都市及び中核市における対応

都道府県は、事業所が所在する管内市町村（政令指定都市及び中核市を含む。）に対して、事業者が国庫補助金の交付申請を行う際に、新体系における各サービスの特徴等を十分に理解して、提供することとなるサービスに対する具体的な需要の有無を把握するよう、事業者に助言等を行うよう指導すること。

都道府県、政令指定都市及び中核市は、国庫補助金等の交付申請等の審査に当たり、当該事業所で提供されることとなる障害福祉サービスの需要の有無を具体的に把握した上で、整備計画の妥当性について、必要に応じて機構等の関係機関と連携をとるなどして確認を行うこと。

## （3）事業所に対する指導、助言

都道府県は、管内市町村（政令指定都市及び中核市を含む。）を通じ、事業所に対して、当該事業所が提供する障害福祉サービスの利用状況を関係者と連携をとって十分把握した上で、提供するサービスの障害者等に対する周知の重要性を含め各種の助言を行うことにより、事業所の利用が図られるよう指導、助言すること。

## 越谷市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、社会福祉の増進を図るため、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）等の規定に基づく社会福祉施設等の施設整備を行う社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において社会福祉施設等整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、越谷市社会福祉法人に対する助成の手続きを定める条例（昭和51年条例第27号。）、越谷市社会福祉法人に対する助成の手続きを定める条例施行規則（昭和51年規則第36号。第2条の規定に限る。）及び越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則（平成8年規則第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「社会福祉施設等」とは、別表第1の区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該大分類、中分類及び小分類に定める施設をいう。

2 この要綱において「施設整備」とは、次に掲げる整備内容をいう。

(1) 社会福祉施設等に係る次に掲げる整備であつて、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働省事務次官通知の別紙。以下「国要綱」という。）第2の3に規定する整備区分ごとに掲げる整備内容

ア 創設

イ 増築

- ウ 増改築
- エ 改築
- オ 拡張
- カ 大規模修繕等
- キ スプリンクラー設備等整備
- ク 老朽民間社会福祉施設整備
- ケ 応急仮設施設整備
- コ 避難スペース整備

(2) 社会福祉施設等に係る次に掲げる整備であつて、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（東日本大震災復興特別会計）交付要綱（平成24年5月17日付け厚生労働省発社援0517第12号厚生労働省事務次官通知の別紙。以下「特会要綱」という。）第2の3に規定する整備区分ごとに掲げる整備内容

- ア 防災拠点スペース整備
- イ 耐震化整備

（補助事業者）

第3条 補助の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特例民法法人、NPO法人又は営利法人等（以下「社会福祉法人等」という。）とする。ただし、次に掲げる法人を除く。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団が設置者である法人
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第6号に規定する暴力団員又は越谷市暴力団排除条例（平成25年条例第14号）第3条第2項に規定する暴力団関係者が事業主又は役員となっている法人
- (3) 第1号の暴力団又は第2号の暴力団員又は同号の暴力団関係者と密

接な関係を有する法人

(補助事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第2の施設の種類欄に掲げる施設の種類に応じ、それぞれ当該設置根拠等の欄に定める設置根拠等に基づき、当該設置者の欄に定める設置者が行う施設整備事業のうち、市長が必要と認める整備事業とする。ただし、次に掲げる事業を除く。

(1) 既に実施している事業

(2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、次の各号の施設整備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める算定方法により算出された額の範囲内で、市長が認める額とする。ただし、土地の買収又は整地に要する費用、職員の宿舍の整備に要する費用その他施設整備費として適当と認められない費用を除く。

(1) 第2条第2項第1号アからオまで、ク及びコの施設整備 国要綱第2の6の(1)アからエまでの規定に基づき算出された交付額

(2) 第2条第2項第2号の施設整備 特会要綱第2の6の規定に基づき算出された交付額

(3) 前2号以外の施設整備 施設ごとに国要綱第2の6の(3)の規定に基づき算出された交付額。この場合において、国要綱第2の6の(3)イ中「同表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは、「同表の⑥欄に定める県補助率」と読み替えるものとする。

(5) 次の表の区分の欄に掲げる区分ごとに、それぞれ当該対象施設の種類の欄に掲げる施設に係る施設整備 国要綱第2の6の(4)の規定に基づき算定された交付額。この場合において、国要綱第2の6の

(4) ア及びイ中「(4)の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは、「(4)の表の③欄に定める県補助率」と読み替えるものとする。

区 分	対象施設の種類
ア 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	児童福祉施設
イ 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	救護施設 障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。）
ウ 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	救護施設 障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。）

(申請書の様式等)

第6条 規則第5条第1項の申請書の様式は、第1号様式のとおりとする。

2 規則第5条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

3 規則第5条第2項第4号の市長が定める事項は、補助事業等に係る歳入歳出予算（見込み）とする。

(補助金の交付条件)

第7条 規則第8条第2項の規定により付する補助金の交付条件は、次の

とおりとする。

(1) 補助事業の内容のうち、次に掲げる事項の内容を変更するときは、市長の承認を受けること。

ア 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

イ 建物等の用途

ウ 入所定員又は利用定員

(2) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても適切な管理及び運用に努めること。

(3) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等（共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。）の資金提供を受けてはならないこと。

（交付決定通知）

第8条 規則第9条の規定による交付決定の通知は、第2号様式により行うものとする。

（事業内容等の変更の申請）

第9条 補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、規則第5条の規定により申請した内容に変更を生じたとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付等）

第10条 規則第18条第1項ただし書の規定により、補助金の交付決定後に概算払いにより補助金を交付する。

2 規則第18条第2項の請求書の様式は、第4号様式のとおりとする。

（状況報告）

第11条 補助事業者は、次の各号に掲げる報告書を、それぞれ当該各号に定める期日までに市長に報告しなければならない。

(1) 工事着工報告書（第5号様式） 工事を着工した日から5日以内

(2) 工事進捗状況報告書（第6号様式） 毎年度1月10日まで

（実績報告）

第12条 規則第15条の報告書の様式は、補助事業等が完了したとき

（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）は第7号様式のとおりとし、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは第8号様式のとおりとする。

2 補助事業者は、前項の報告書に精算額内訳書及び歳入歳出決算書（見込書）抄本を添付して市長に提出するものとする。

3 前項の規定による提出は、補助事業等の完了の日から起算して25日を経過した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認に係る通知を受理した日から起算して25日を経過した日）又は3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。ただし、事業が翌年度にわたるときは、当該補助金の交付決定に係る市の会計年度の翌年度の4月20日までに市長に提出するものとする。

（補助金の額の確定通知）

第13条 規則第16条第1項の規定による補助金の額の確定に係る通知は、第9号様式により行うものとする。

（財産の処分制限等）

第14条 規則第21条ただし書に規定する市長が定める期間は、事業完了（当該財産の取得）後、国要綱に定める期間を経過するまでとする。

2 規則第21条第3号の市長の定めるものは、補助事業により取得した設備とする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則



この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区分	大分類	中分類	小分類
(1) 生活保護法第38条に規定する保護施設	保護施設	救護施設	
		更生施設	
		授産施設	
		宿所提供施設	
(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設（前号の授産施設を除く。）	社会事業授産施設		
(3) 障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援及び同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設（以下「障害福祉サービス事業所」という。）及び同条第11項に規定する障害者支援施設	障害福祉サービス事業所		
	障害者支援施設		
(4) 障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護、同条第8項	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 （以下これらを「居宅介護事業		

に規定する短期入所、同条第15項に規定する共同生活援助及び同条第16項に規定する相談支援を行う事業所	所等」という。) )		
	短期入所事業所		
	共同生活介護事業所		
	共同生活援助事業所		
	相談支援事業所		
(5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。）	身体障害者社会参加支援施設	補装具製作施設	
		盲導犬訓練施設	
		視聴覚障害者情報提供施設	点字図書館 聴覚障害者情報提供施設
(6) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設並びに同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び同条第4項に規定する放課後等デイサービス	児童福祉施設	児童発達支援センター	福祉型児童発達支援センター
			医療型児童発達支援センター
		児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	
(7) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援及び同条第6項に規定する障害児相談支援	保育所等訪問支援事業所		
	障害児相談支援事業所		

<p>(8) 障害者総合支援法第7 9条第5項の福祉ホーム</p>	<p>福祉ホーム</p>		
<p>(9) 平成17年10月5日 社援発第1005010 号厚生労働省社会・援護 局長通知「社会福祉施設 等における応急仮設施設 整備の国庫補助の取扱い について」に規定する応 急仮設施設</p>	<p>応急仮設施設</p>		
<p>(10) 上記以外の施設であっ て、当該施設について国 が当該施設の設置及び運 営についての基準を定め ており、かつ、市長が特 に整備の必要を認めるも の</p>	<p>その他施設</p>		

別表第2（第4条関係）

施設の種類	設置根拠等	設置者
(1) 保護施設	生活保護法第41条	社会福祉法人又は日本赤十字社
(2) 社会事業授産施設	社会福祉法第2条第2項第7号	社会福祉法人
(3) 障害者福祉サービス事業所等 ア 障害福祉サービス事業所（療養介護を除く。）  イ 障害福祉サービス事業所（療養介護に限る。）	障害者総合支援法第79条第2項  障害者総合支援法第79条第2項	障害者総合支援法第79条第2項の規定により事業を実施する社会福祉法人等  障害者総合支援法第79条第2項の規定により事業を実施する社会福祉法人等
ウ 障害者支援施設	障害者総合支援法第83条第4項	地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人（社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人等（医療法人を除く。）

(4) 居宅介護事業所等、短期入所事業所、共同生活介護事業所、共同生活援助事業所及び相談支援事業所	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等
(5) 身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉法第28条第3項	社会福祉法人
(6) 児童福祉施設等 ア 児童発達支援センター  イ 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所	児童福祉法第35条第4項  児童福祉法第34条の3第2項	社会福祉法人等  社会福祉法人等
(7) 保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所	児童福祉法第34条の3第2項	社会福祉法人等
(8) 福祉ホーム	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等
(9) 応急仮設施設	社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知）	本表中の施設の種類ごとに定められている設置者
(10) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	社会福祉法人又は日本赤十字社

第1号様式（第6条関係）

年度越谷市社会福祉施設等施設整備費補助金交付申請書

年 月 日

越谷市長 宛

住 所

法 人 名

代表者職・氏名

印

越谷市社会福祉施設等施設整備費補助金の交付を受けたいので、越谷市補助金等の交付手続等に関する規則第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 施設の種類等
- 3 申請額 金 円
- 4 申請額算出内訳 別紙1のとおり
- 5 事業計画 別紙2のとおり

(添付書類)

- ・歳入歳出予算書（見込書）抄本







## 事業計画

## 1 対象施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

(2) 施設の種類

(3) 事業の目的及び効果

(4) 設置主体及び経営主体

(5) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 宿所提供施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

## 2 施設整備費に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事及び仮設施設工事を除く。）

(ア) 敷地面積 \_\_\_\_\_ $m^2$ 

(イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）

(ロ) 施設整備の区分（創設、拡張等の別）

(ハ) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ $m^2$ 、延面積 \_\_\_\_\_ $m^2$ 

(ニ) 建物の構造 \_\_\_\_\_造

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を明示すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ $m^2$ 、延面積 \_\_\_\_\_ $m^2$ 

(イ) 建物の構造 \_\_\_\_\_造

(ロ) 建築年月日

(ハ) 補助金の区分 年度：県費・市費・民間・自己資金・その他

(ニ) 処分（取壊し）年月日

(注) 既存施設の解体撤去工事が分かるものを添付すること。

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(イ) 建物の構造 \_\_\_\_\_ 造

- (注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。  
2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 整備費内訳

ア	主体工事費	_____円
イ	工事事務費	_____円
ウ	小計（本体工事費）	_____円
エ	介護用リフト等特殊 附帯工事費	_____円
	（介護リフト工事費）	_____円
	（ _____ ）	_____円
オ	授産施設近代化整備 工事費	_____円
カ	授産施設等整備工事費	_____円
キ	解体撤去工事費及び仮 施設整備工事費	
	（解体撤去工事費）	_____円
	（仮施設整備工事費）	_____円
ク	その他の工事費	_____円
ケ	地域交流スペース	_____円
コ	合計	_____円

(注) 工事費費目別内訳書を添付すること。

(3) 財源内訳

ア	国庫補助金	_____円
イ	市補助金	_____円
ウ	設置者負担金	_____円
	（内訳） 一般財源	_____円
	地方債	_____円
	借入金	_____円
	寄付金	_____円
エ	合計	_____円

(4) 施工計画

ア 直営・請負の別

イ 契約年月日

ウ 着工年月日

エ 竣工年月日

オ 事業開始年月日

カ 解体撤去工事関係

(ア) 直営・請負の別

(イ) 着工年月日

(ウ) 完了年月日

キ 仮設施設工事関係

(ア) 直営・請負・賃貸借の別

(イ) 工事期間

(ウ) 仮設施設の使用期間

(5) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

(6) その他参考事項

第2号様式（第8条関係）

年度越谷市社会福祉施設等施設整備費補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

越谷市長 印

年 月 日付けで申請のありました越谷市社会福祉施設等施設整備費補助金については、下記のとおり決定したので、越谷市補助金等の交付手続等に関する規則第9条の規定により通知します。

記

1 交付の金額 金 円

2 交付の方法 概算払い

3 交付決定に付した条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容のうち、次に掲げる事項を変更するときは、市長の承認を受けること。
  - ア 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
  - イ 建物等の用途
  - ウ 入所定員又は利用定員
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入

の全部又は一部を市に納付させることがある。

- (6) 補助事業において取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を努めること。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第7号様式別紙4により速やかに市長に報告すること。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。この場合において、当該報告に基づき当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (8) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないこと。
- (10) 社会福祉法人等（社会福祉法人設立準備会を含む。）が事業を行うために締結する契約については、「越谷市社会福祉施設等整備費補助等に係る工事請負等契約手続基準」によること。
- (11) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金及び公益財団法人 J K A 又は公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けないこと。
- (12) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助金により取得し、又は効用の増加した価格が単価500,000円以上の機械及び器具については、越谷市補助金等の交付手続等に関する規則第21条の規定により補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は市長が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しないこと。
- (13) 補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、かつ、これらの書類等を補助事業等の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する会計年度から5年間保存しておくこと。

第3号様式（第9条関係）

年度越谷市社会福祉施設等施設整備費補助金  
変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

越谷市長 宛

住 所

法 人 名

代表者職・氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度  
社会福祉施設等施設整備費県費補助金について、変更（中止・廃止）の承認を受けたいので、越谷市社会福祉施設等施設整備費市費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容

※ 第1号様式別紙1及び2に、2段書きで記載（変更前の内容を上段括弧書き、変更後の内容を下段に記載）してください。

3 変更（中止・廃止）後の補助金交付申請額

金 \_\_\_\_\_ 円

※ 変更（中止・廃止）前の補助金交付決定額

金 \_\_\_\_\_ 円

第4号様式（第10条関係）

年度越谷市社会福祉施設等施設整備費補助金交付請求書

年 月 日

越谷市長 宛

住 所

法 人 名

代表者職・氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付額が確定した越谷市社会福祉施設等施設整備費補助金について、越谷市補助金等の交付手続等に関する規則第18条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額 金 \_\_\_\_\_ 円







第7号様式（第12条関係）

年度越谷市社会福祉施設等施設整備費補助金実績報告書

年 月 日

越谷市長 宛

住 所

法 人 名

代表者職・氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた  
年度越谷市社会福祉施設等施設整備費補助金に係る補助事業が完了したので、越谷市補助金等の交付手続等に関する規則第15条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

- 1 精 算 額 金 円
- 2 施設の種類等
- 3 精算額算出内訳 別紙1のとおり
- 4 事業実績報告書 別紙2のとおり

(添付書類)

- ・工事契約金額報告書
- ・歳入歳出予算書（見込書）抄本

工事契約金額報告書

年 月 日

越谷市長 宛

法人名  
代表者職・氏名 印

施行業者名  
代表者職・氏名 印

下記のとおり工事請負契約（設計監理委託契約）を締結するとともに、越谷市社会福祉施設等施設整備費補助金に係る金額を算定したことを報告します。

記

- 1 発注者名称
- 2 受注者名称
- 3 契約内容
- 4 契約日及び契約金額等

	契 約 年 月 日	金 額
当初工事請負契約	年 月 日	金 円
変更（追加）契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円
設計監理委託契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日

越谷市長 宛

住 所

法 人 名

代表者職・氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた  
年度越谷市社会福祉施設等施設整備費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕  
入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

1 施設の種類及び名称

2 越谷市補助金等の交付手続等に関する規則第16条の規定による確定額又は  
事業実績報告による精算額

金 \_\_\_\_\_ 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係  
る仕入控除税額（要市費補助金等返還相当額）

金 \_\_\_\_\_ 円

（添付書類）

- ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

精算額算出内訳（障害者関係施設）

(設置者)

(施設の名称)

施設種別	設置事業費 A	対象者の 実費 B (≦ A)	経費の 支出額 C	寄付金その他 の収入額 D (= A - C)	算定する 基準に よる 価額 E	補助金基本額 F	補助金所要額 G	補助金交付決定額 H	補助金受入済額 I	差引過 △不足額 J (= H - G)
1 施設整備費										
施設整備費計										

(注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。  
 (2) 補助金算定方法が第5条第2号の規定によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に国要綱に定める県補助率を乗じて得た額（千円未満切捨て）をE欄に記入すること。  
 (3) A欄～D欄の施設種別毎の内訳の金額については、E欄の内訳を市費補助基本額とした場合には、記入は不要である。  
 (4) A欄～D欄及びE欄～F欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。  
 (5) F欄には、B欄の合計、D欄の合計にそれぞれ3/4を乗じた額、E欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別ごとの内訳の金額を記入すること。



## 事業実績報告書

## 1 対象施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

(2) 施設の種類

(3) 設置主体及び経営主体

(4) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 宿所提供施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

## 2 施設整備費に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費及び仮設施設工事を除く。）

(ア) 敷地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(イ) 施設整備の区分（創設、拡張等の別）

(ロ) 建物の面積・建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(ハ) 建物の構造 \_\_\_\_\_ 造

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(イ) 建物の構造 \_\_\_\_\_ 造

(ロ) 建築年月日

(ハ) 補助金の区分 \_\_\_\_\_ 年度：県費・市費・民間・自己資金・その他

(ニ) 処分（取壊し）年月日

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(イ) 建物の構造 \_\_\_\_\_ 造

(2) 支出済事業費総額

ア 主体工事費 \_\_\_\_\_ 円

イ 工事事務費 \_\_\_\_\_ 円

ウ 小計（本体工事費） \_\_\_\_\_ 円

エ 介護用リフト等特殊



附帯工事費	_____	円
（介護リフト工事費）	_____	円
（                  ）	_____	円
オ 授産施設近代化整備		
工事費	_____	円
カ 授産施設等整備工事費	_____	円
キ 解体撤去工事費及び仮		
施設整備工事費	_____	円
（解体撤去工事費）	_____	円
（仮施設整備工事費）	_____	円
ク その他の工事費	_____	円
ケ 地域交流スペース	_____	円
コ 合 計	_____	円

（注） 工事仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 事業開始年月日
- オ 解体撤去工事関係
  - (ア) 着工年月日
  - (イ) 完了年月日
- カ 仮施設工事関係
  - (ア) 工事期間
  - (イ) 仮施設の使用期間

(4) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

(5) その他参考事項

(添付書類)

- 1 請負の場合は、工事請負契約書の写し  
直営の場合は、支払領収書の写し  
賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写し（仮施設整備のみ）
- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写し  
(建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証)
- 3 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表  
(交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
- 4 建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図  
(交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
- 5 建物内外主要部分の写真
- 6 工事契約金額報告書（別紙3）
- 7 抵当権の設定を証明できる書類（登記簿の写し等）

第8号様式（第12条関係）

年度越谷市社会福祉施設等施設整備費補助金年度終了実績報告書

年 月 日

越谷市長 宛

住 所

法 人 名

代表者職・氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた  
年度越谷市社会福祉施設等施設整備費市費補助金に係る 年度におけ  
る実績について、補助金等の交付手続等に関する規則第15条の規定により、関  
係書類を添えて別紙のとおり報告します。

（添付書類）

- ・ 工事契約金額報告書
- ・ 歳入歳出予算書（見込書）抄本



第9号様式（第13条関係）

越谷市社会福祉施設等施設整備費補助金交付額確定通知書

第 号  
年 月 日

様

越谷市長

印

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知をした越谷市社会福祉施設等施設整備費補助金については、年 月日付けで提出のあった実績報告書に基づき、下記のとおりその額を確定したので、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第16条第1項の規定により、通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金交付確定額 金 円

## 越谷市民間社会福祉施設等整備促進費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、社会福祉施設等の量的整備とともにその質的向上を図り、利用者の処遇向上のための環境整備を促進するため、社会福祉施設等の施設整備を行う社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、越谷市社会福祉法人に対する助成の手続きを定める条例（昭和51年条例第27号。）、越谷市社会福祉法人に対する助成の手続きを定める条例施行規則（昭和51年規則第36号。第2条の規定に限る。）及び越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則（平成8年規則第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「社会福祉施設等」とは、越谷市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱（平成 年要綱第 号。以下「施設整備費補助要綱」という。）第2条第1項に規定する社会福祉施設等をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内において社会福祉施設等を設置する社会福祉法人、公益社団法人、特例民法法人、医療法人又はNPO法人（以下「法人」という。）とする。ただし、次に掲げる法人を除く。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団が設置者である法人
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第6号に規定する暴力団員又は越谷市暴力団排除条例（平成25年条例第14号）第3

条第2項に規定する暴力団関係者が事業主又は役員となっている法人  
(3) 第1号の暴力団又は第2号の暴力団員又は同号の暴力団関係者と密  
接な関係を有する法人

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、施設整備費補助要綱第2条第2項に規定する施設整備で、施設整備費補助要綱による補助金(以下「施設整備費補助金」という。)が交付されるものとする。

(補助金の交付額等)

第5条 補助金の交付額は、第1号の規定により算出された額と第2号の規定により算出された額とを比較して少ない方の額に4分の2を乗じて得た額の範囲内で、市長が認める額とする。

(1) 補助事業の対象となる経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額から、施設整備費補助金の額の額を差し引いた額

(2) 施設整備費補助金の額に3分の1を乗じて得た額

(申請書の様式)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、第1号様式のとおりとする。

2 規則第5条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書)

第7条 規則第9条の規定による通知は、第2号様式により行うものとする。

(事業内容等の変更の申請)

第8条 補助金の交付決定を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、規則第5条の規定により申請した内容に変更を生じたとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、変更(中止・廃止)

承認申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付等）

第9条 規則第18条第1項ただし書の規定により、補助金の交付決定後に概算払いにより補助金を交付する。

2 規則第18条第2項の請求書の様式は、第4号様式のとおりとする。

（実績報告）

第10条 規則第15条の報告書の様式は、補助事業等が完了したとき（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）は第5号様式のとおりとし、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは第6号様式のとおりとする。

2 前項の規定による提出は、補助事業等の完了の日から起算して25日を経過した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認に係る通知を受理した日から起算して25日を経過した日）又は3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。ただし、事業が翌年度にわたるときは、当該補助金の交付決定に係る市の会計年度の翌年度の4月20日までに行うものとする。

（補助金の額の確定通知）

第11条 規則第16条第1項の規定による補助金の額の確定に係る通知は、第7号様式により行うものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。



第1号様式（第6条関係）

年度越谷市民間社会福祉施設等整備促進費補助金申請書

年 月 日

越谷市長 宛

住 所

法 人 名

代表者職・氏名

印

越谷市民間社会福祉施設整備促進費補助金の交付を受けたいので、越谷市補助金等の交付手続等に関する規則第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

補 助 申 請 額	
整備促進費補助申請額 積 算 調 書	別紙1のとおり
整備促進事業計画調書	別紙2のとおり

(添付書類)

- (1) 事業実施に関する工事平面図等及び見積書
- (2) 当該年度の収支予算書及び前年度の収支決算書
- (3) 当該年度の事業計画書及び前年度の事業報告書
- (4) 前年度末財産目録及び貸借対照表
- (5) 定款
- (6) 施設整備費補助金に係る決定通知書の写し

整備促進費補助申請額積算調書

		施設の種類		法人名		施設名		算定基礎による算定額等									
区分	設置者の 総事業費	対象経費の 支出(予定) 額	寄附金その 他の収入額	差引額 $D (= A - C)$	速定額の3/4	定員	単価	基本額 $H (= F \times G)$	高層化加算 $I (= H \times 10\%)$	算定額合計 $J (= H + I)$	施設整備費 補助基本額	設置者負担 分	施設整備費 補助基本額 の1/3 $M (= K \times 1/3)$	整備促進費 補助基本額	補助所要額 ( $N \times 2/4$ 又 は3/4)		
																A	B ( $\leq A$ )
1	施設整備費																
	施設整備費合計																

(注) 1. 申請負負契約を締結する単位で作成すること。  
2. 施設整備費補助金の算定方式が簡素・合理化によらない整備区分については、各々の算定方法に基づき算出した合計を記入すること。  
3. E欄には、B欄の合計額とD欄の合計額を比較していずれか少ない方の金額に3/4を乗じた額を記入すること。  
4. C欄には移行型特別積立金を含めること。  
5. K欄には、E欄の合計とJ欄の合計のいずれか少ない方の金額である欄の額を記入すること。  
6. L欄には、B欄の合計とD欄の合計を比較していずれか少ない方の金額からK欄の金額を差し引いた額を記入すること。  
7. M欄には、K欄の金額に1/3を乗じた額を記入すること。  
8. N欄には、L欄の合計とM欄の合計を比較していずれか少ない方の金額である欄の額を記入すること。  
9. O欄には、N欄の金額に別表に定める率を乗じて得た額を記入すること。ただし、O欄については、1,000円未満を切り捨てるものとする。ただし、O欄については、1,000円未満を切り捨てるものとする。ただし、O欄については、1,000円未満を切り捨てるものとする。  
10. 各欄の記入にあたって、金額は円未満を切り捨てるものとする。

別紙2

整備促進事業計画調書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

2 施設整備費に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事及び仮設施設工事を除く。）

- (ア) 敷地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- (イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）
- (ロ) 施設整備の区分（創設、拡張等の別）
- (ハ) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- (ニ) 建物の構造 \_\_\_\_\_ 造

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

- (ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- (イ) 建物の構造 \_\_\_\_\_ 造
- (ロ) 建築年月日
- (ハ) 補助金の区分 年度：県費・市費・民間・自己資金・その他
- (ニ) 処分（取壊し）年月日

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- (イ) 建物の構造 \_\_\_\_\_ 造

(2) 整備費内訳

- ア 主体工事費 \_\_\_\_\_ 円
- イ 工事事務費 \_\_\_\_\_ 円

ウ	小計（本体工事費）	_____	円
エ	介護用リフト等特殊 附帯工事費	_____	円
	（介護リフト工事費）	_____	円
	（                    ）	_____	円
オ	授産施設近代化整備 工事費	_____	円
カ	授産施設等整備工事費	_____	円
キ	解体撤去工事費及び仮 施設整備工事費		
	（解体撤去工事費）	_____	円
	（仮施設整備工事費）	_____	円
ク	その他の工事費	_____	円
ケ	地域交流スペース	_____	円
コ	合 計	_____	円

(3) 財源内訳

ア	整備促進費補助金		
	補助申請額	_____	円
イ	施設整備費補助金	_____	円
ウ	公益補助金	_____	円
エ	設置者負担金	_____	円
	（内訳） 自己資金	_____	円
	地方債	_____	円
	借入金	_____	円
	寄付金	_____	円
エ	合 計	_____	円

(4) 施工期間

- ア 直営・請負の別
- イ 契約年月日
- ウ 着工年月日
- エ 竣工年月日
- オ 事業開始年月日
- カ 解体撤去工事関係
- (7) 直営・請負の別

(イ) 着工年月日

(ロ) 完了年月日

キ 仮施設設工事関係

(ア) 直営・請負の別

(イ) 工事期間

(ロ) 仮施設の使用期間

(5) 厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について（平成20年4月17日社援発第0417001号）の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の（1）に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

(6) その他参考事項

第2号様式（第7条関係）

年度越谷市民間社会福祉施設等整備促進費補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

越谷市長 印

年 月 日付けで申請のありました越谷市民間社会福祉施設等整備促進費補助金については、下記のとおり決定したので、越谷市補助金等の交付手続等に関する規則第9条の規定により通知します。

記

- 1 交付の金額 金 円
- 2 交付の方法 概算払い
- 3 交付に付した条件

第3号様式（第8条関係）

年度越谷市民間社会福祉施設等整備促進費補助金  
変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

越谷市長 宛

住 所

法 人 名

代表者職・氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった  
年度越谷市民間社会福祉施設等整備促進費補助金について、変更（中止・廃止）の承認を受けたいので、越谷市社会福祉施設等施設整備費市費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容
- 3 変更（中止・廃止）後の補助金交付申請額

金 \_\_\_\_\_ 円

※ 変更（中止・廃止）前の補助金交付決定額

金 \_\_\_\_\_ 円

第4号様式（第10条関係）

年度越谷市民間社会福祉施設等整備促進費補助金交付請求書

年 月 日

越谷市長 宛

住 所

法 人 名

代表者職・氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付額が確定した越谷市民間社会福祉施設等整備促進費補助金について、越谷市補助金等の交付手続等に関する規則第18条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額 金 \_\_\_\_\_ 円



別紙 1 (施設整備費補助要綱により補助申請額を算出した施設)

整備促進費実績積算調書

区分	施設者の経費 総事業費 A	募集経費の長 支出(予定) 額 B(≦A) C	寄付金その他 の取入額 D	差引額 E	遊走額の3/4 F	定員 G	車庫 H	算定基準による算定額等			施設整備費 補助基本額 K	設置者負担 分 L	施設整備費 補助基本額の1/3 M(=K×1/3)	整備促進費 補助基本額 N	補助所要額 (N×2/4又は 33/4) O	補助額 P	受入済額 Q	差引額△不足額 R(=P-O) 円
								基本額 I(=F×H) 円(%)	高度化調整 率 J(=H×%) 円(%)	算定額合計 円(%)								
施設整備費																		
施設整備費合計																		

- (注) 1 工事請負契約を締結する単位で作成すること。  
 2 施設整備費補助金の算定方法が簡易・全額配分による場合、算定方法に基づき算出した合計を記入すること。  
 3 B欄には、B欄の合計額より他の合計額を比較していずれか少ない方の金額に3/4を乗じた額を記入すること。  
 4 C欄には、B欄の合計額より他の合計額を比較していずれか少ない方の金額を記入すること。  
 5 K欄には、B欄の合計額より他の合計額を比較していずれか少ない方の金額を記入すること。  
 6 L欄には、B欄の合計額より他の合計額を比較していずれか少ない方の金額を記入すること。  
 7 M欄には、B欄の合計額より他の合計額を比較していずれか少ない方の金額を記入すること。  
 8 N欄には、B欄の合計額より他の合計額を比較していずれか少ない方の金額を記入すること。  
 9 O欄には、B欄の合計額より他の合計額を比較していずれか少ない方の金額を記入すること。  
 10 R欄には、P欄の金額からO欄の金額を差し引いた額を記入すること。  
 11 各欄の記入にあたって、金額は円未満を切り捨てるものとする。ただし、O欄については、1,000円未満を切り捨てるものとする。

別紙2

整備促進事業実績調書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人
(世帯)	(世帯)	(世帯)

2 施設整備費に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費、仮設施設工事を除く。）

- (ア) 敷地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- (イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）
- (ロ) 施設整備の区分（創設、拡張等の別）
- (ハ) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- (ニ) 建物の構造 \_\_\_\_\_ 造

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

- (ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- (イ) 建物の構造 \_\_\_\_\_ 造
- (ロ) 建築年月日 \_\_\_\_\_
- (ハ) 補助金の区分 \_\_\_\_\_ 年度：県費・市費・民間・自己資金・その他
- (ニ) 処分（取壊し）年月日 \_\_\_\_\_

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- (イ) 建物の構造 \_\_\_\_\_ 造

(2) 整備費内訳

- ア 主体工事費 \_\_\_\_\_ 円
- イ 工事事務費 \_\_\_\_\_ 円
- ウ 小計（本体工事費） \_\_\_\_\_ 円

エ	介護用リフト等特殊 附帯工事費	_____円
	(介護リフト工事費)	_____円
	( )	_____円
オ	授産施設近代化整備 工事費	_____円
カ	授産施設等整備工事費	_____円
キ	解体撤去工事費及び仮 設施設整備工事費	
	(解体撤去工事費)	_____円
	(仮設施設整備工事費)	_____円
ク	その他の工事費	_____円
ケ	地域交流スペース	_____円
コ	合 計	_____円

(3) 施工期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 事業開始年月日
- オ 解体撤去工事関係
  - (ア) 着工年月日
  - (イ) 完了年月日
- カ 仮設施設工事関係
  - (ア) 工事期間
  - (イ) 仮設施設の使用期間

(4) 厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について（平成20年4月17日社援発第0417001号）の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の（1）に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

(5) その他参考事項

第5号様式（第11条関係）

年度越谷市民間社会福祉施設等整備促進費補助金実績報告書

年 月 日

越谷市長 宛

住 所  
法 人 名  
代表者職・氏名 印

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた  
年度越谷市民間社会福祉施設等整備促進費補助金に係る補助事業が完了した  
ので、越谷市補助金等の交付手続等に関する規則第15条の規定により、関係書類  
を添えて、下記のとおり報告します。

記

- 1 精 算 額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 施設の種類等
- 3 整備促進費実績額積算調書 別紙1のとおり
- 4 整備促進事業実績調書 別紙2のとおり

（添付書類）

- (1) 事業実施に係る平面図等
- (2) 工事契約書
- (3) 工事完了を確認するに足る検査済証の写し
- (4) 写真
- (5) 歳入歳出決算（見込）書抄本

第6号様式（第11条関係）

年度越谷市民間社会福祉施設等整備促進費補助金  
年度終了実績報告書

年 月 日

越谷市長 宛

住 所

法 人 名

代表者職・氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた  
年度越谷市民間社会福祉施設等整備促進費補助金に係る 年度にお  
ける実績について、越谷市補助金等の交付手続等に関する規則第15条の規定によ  
り別紙のとおり報告します。



第7号様式（第13条関係）

年度越谷市民間社会福祉施設整備促進費補助金交付額確定通知書

第 号  
年 月 日

様

越谷市長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知をした越谷市社会福祉施設等整備促進費補助金については、年 月 日付けで提出のあった実績報告書に基づき、下記のとおりその交付額を確定したので、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第16条第1項の規定により、通知します。

記

- |   |          |   |   |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付確定額 | 金 | 円 |

# 社会福祉施設整備費補助に係る契約手続指導基準

越谷市

## 1 目的

この基準は、社会福祉法人（社会福祉法人設立準備会を含む。以下「法人」という。）が行う社会福祉施設の建設工事請負等契約（以下「契約」という。）手続きに関して、市が支出する補助金の透明性及び公平性を確保し、補助事業の適正な執行を図ることを目的とする。

## 2 基本的遵守事項

- (1) 補助金に係る内示が行われる前になされた社会福祉施設の整備に係る契約については、補助の対象とならない。
- (2) 社会福祉施設の整備に係る契約手続が、本基準の定めによらずに不適正に行われた場合には、当該事業の施設整備費については、補助金の交付決定は行わない。交付決定後に社会福祉施設の整備に係る契約手続が、本基準の定めによらずに不適正に行われていたことが判明した場合には、当該事業の施設整備費について、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を求めることがある。
- (3) 契約手続にあたっては、市が行う公共事業の取扱いに準じて実施すること。
- (4) 元請業者から一括して下請けに出すことは禁止とする（一括下請けの禁止）。
- (5) 社会福祉法人等が社会福祉施設の整備事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金提供を受けることを禁止する。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (6) 補助金・寄附金等の受け入れ、業者への支払い等は、すべて1通の預金口座通帳で行うこと。

## 3 対象事業

- (1) 建設工事  
執行予定額が1,000万円以上のもの。
- (2) 物品の購入  
1件の執行予定額が500万円以上のもの。

## 4 理事会（設立準備会）及び評議員会での議決

施設整備については、理事長の専決事項とされる日常の軽易な業務（定款準則第9条参照）とは認められないため、決定を要する事項は理事会及び評議員会に諮る必要がある。それ以外の事項についても遺漏無く理事会及び評議員会に報告すること。

理事会で審査する事項例：設計事務所の決定、契約締結の方法、入札参加資格要件、公告内容及び公告方法、指名競争入札の場合の指名業者の承認、契約決定等



## 5 契約の方法等

### (1) 契約の方法

契約の方法は原則、一般競争入札とし、入札参加基準は別紙1の基準に基づくものとする。

ただし、関係部長が認めた場合で、次の各号に掲げる合理的な理由から一般競争入札に付する必要がある場合及び適当でないと認められる場合は指名競争入札に付することができる。指名競争入札とする場合であっても、業者選定基準は別紙1の基準に基づくものとする。

(ア) 契約の性質又は目的が一般競争に適さない場合

(イ) 契約の性質又は目的により競争参加者が一般競争に適さないほど少数である場合

(ウ) 一般競争に付することが不利と認められる場合

また、関係部長が認めた場合で、次の各号に掲げる合理的な理由により、競争入札に付することが適当でないと認められる場合においては、随意契約によるものとする。

(ア) 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合

(イ) 緊急の必要により競争入札に付することができない場合

(ウ) 競争入札に付することが不利と認められる場合

(エ) 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込のある場合

(オ) 競争入札、あるいは再度の競争入札に付し落札者がいない場合

(カ) 落札者が契約を締結しない場合

(2) 一般競争入札については、「越谷市建設工事等一般競争入札実施要綱」に準じて行うこと。ただし、電子入札システム及び事後審査に関する規定は除く。

(3) ベッド等の備品を購入する場合等、機能について細かい仕様を付することにより、入札参加業者が1社になる場合は、当該機能に関しては「同等の機能」として、入札参加業者を拡大すること。

(4) 随意契約は、実施できる金額が規定されている。随意契約にするために1度で契約できる内容を複数回に分割しないこと。

(5) 契約事務処理の流れについては、別紙2を参照してください。

一般競争入札：入札に関する公告により不特定多数の者を誘引し、入札による申込で競争させ、最も有利な条件を提示した者と契約する方法。公告の際、資格に関する条件を付す場合もある。

指名競争入札：発注者が資力、信用その他について適切と認める特定多数の者を通知により指名し、その特定の参加者を入札により競争させて、契約の相手方を決定し、その者と契約を締結する方法。

公 告：ある事項を広く一般の人に知らせること。(定款準則第26条)

随 意 契 約：競争入札の方法によらないで、任意に特定の相手方を選択して結ぶ契約方法。地方自治法施行令第167条の2、経理規程第29条別表4に実施できる場合が列挙されている。

## 6 入札前報告

法人は、次の書類を当該補助事業を所管する関係各課に提出しなければならない。

### (1) 一般競争入札の場合

一般競争入札実施について（様式1）及び設計・監理業者と法人関係者の関係（様式2）

提出時期：理事会（社会福祉法人設立準備会の役員会等を含む。以下「理事会」という。）で入札の実施を決定した後、1週間以内に報告すること。

### (2) 指名競争入札の場合

指名競争入札に係る候補業者について（様式3）、指名競争入札に係る候補業者と法人関係者の関係（様式4）及び設計・監理業者と法人関係者の関係（様式2）

提出時期：理事会に諮る2週間前までに報告すること。

## 7 入札参加資格（一般競争入札の場合）

一般競争入札にあたっては、以下の定めによることとします。

- (1) 入札参加資格は、理事会及び評議員会を開催し、その議決をもって決定すること。
- (2) 競争入札の参加者は、原則、別紙1に掲げる入札参加資格要件を満たした者とする。
- (3) 理事に建設請負業者や物品納入業者等が加わっている法人が建設工事請負や物品納入等の契約を行おうとする場合には、当該理事は特別の利害関係を有することとなるので、当該契約の入札参加基準等に係る議事の議決には加わることができない。（議事録に退場した旨を明記する。）
- (4) 市から指名停止処分を受けている企業については、入札参加資格を与えないこと。  
※<http://www.city.koshigaya.saitama.jp/jigyosha/nyusatukeyaku/index.html> 参照
- (5) 入札の参加者は、理事が役員をしている企業でないこと。また、理事が役員をしている企業の親会社又は子会社については、原則、入札に参加させないこと。
- (6) 建設工事共同企業体が入札に参加する場合は、理事が役員をしている企業がその構成員でないこと。

## 8 業者選定（指名競争入札の場合）

指名競争入札を行う場合は、以下の定めによることとします。

- (1) 指名業者を理事会に諮る2週間前に、関係各課に必要書類を提出し、確認を得ること。
- (2) 競争入札の参加者は、原則、別紙1に掲げる入札参加資格要件を満たした者とする。
- (3) 市から指名停止処分を受けている企業については、指名しないこと。  
※<http://www.city.koshigaya.saitama.jp/jigyosha/nyusatukeyaku/index.html> 参照
- (4) 業者選定に当たっては、社会福祉法人が責任を持って行うこととし、設計監理業者（コンサルタントを含む。）を関与させないこと。
- (5) 決算が赤字ということのみで指名から外すことのないようにすること。  
平成10年9月2日建設省 経入企発第22号
- (6) 当該企業と親子関係の企業について、指名しないこと。

- (7) 理事に建設請負業者や物品納入業者等が加わっている法人が建設工事請負や物品納入等の契約を行おうとする場合には、当該理事は特別の利害関係を有することとなるので、当該契約の業者選定等に係る議事の議決には加わることができない。(議事録に退場した旨を明記する。)
- (8) 入札指名に際しては、入札指名について(様式5)により必要な手続きを行うこと。  
なお、指名を受けた者が入札を辞退するときは、入札辞退届(参考1)を提出させること。
- (9) 入札説明書は、指名通知書と同時に送付することもできる。
- (10) 指名競争入札の成立には最低2者が必要であり、入札参加者が1者以下となった場合は、入札参加者を再指名のうえ、期日を改めて入札すること。

## 9 入札公告(一般競争入札の場合)

- (1) 一般競争入札を行う場合は、公告の方法・時期・内容、入札の時期、入札参加基準等について、本基準に定めた様式1により、関係各課に事前に報告すること。公告の内容については、越谷市契約規則第5条を参考にすること。
- (2) 公告事項は、理事会及び評議員会を開催してその議決をもって決定すること。
- (3) 入札説明書を作成し、公告と同時に閲覧及び配布に供すること。
- (4) 公告の方法としては、建設業界紙に掲載依頼(埼玉建設新聞等)、当該法人のホームページに掲載及び運営する施設内に掲示する等の方法により実施すること。定款準則では「法人の掲示場に掲示するとともに官報又は新聞に掲載して行う」とされている。
- (5) 市から指名停止処分を受けている企業については、公告で参加資格がないことを明らかにすること。

## 10 入札保証金

- (1) 徴収するかどうかは法人の判断による。
- (2) 公告・入札説明で徴収の有無を明確にすること。

## 11 予定価格

- (1) 予定価格は、法人が相手方を選定して、契約を締結する際の契約の相手方を決定する基準であり、理事長があらかじめ書面(予定価格調書:様式6)として作成すること。
- (2) 予定価格は入札又は随意契約に付する事項の総額について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少及び履行期間の長短等を考慮して適正に求めた金額とする。
- (3) 設計及び工事監理の予定価格は、原則として建築士法に基づき国が定める基準に基づいて算定し、社会福祉法人が決定するものとする。
- (4) 工事の予定価格は、あらかじめ設計者が公共建築物の積算基準を参考として工事費を構成する各費目について算定して積算し、社会福祉法人が決定するものとする。
- (5) 予定価格調書の予定価格等は理事長の直筆とすること。

- (6) 予定価格は、入札公告までに設定し、入札前（入札公告時）に公表することを原則とする。指名競争入札の場合には、指名通知書に予定価格を記載すること。

## 12 最低制限価格制度

最低制限価格については、設定することができる扱いとするが、設定する場合には、次の事項に留意すること。

- (1) 最低制限価格の設定については、市が実施する公共工事等の契約手続きに準拠し、工事請負契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要と認められる場合に設定できるものである。
- (2) 補助事業等を行う社会福祉法人等が特に必要と認めて最低制限価格を設定する場合は、市が実施する公共工事等において最低制限価格を設定する際の算定方法（有効な全入札金額を平均した数値の90%の額）に準じて算出した額とすること。

社会福祉施設整備の競争契約における最低限価格制度の取扱いについて」(平成12年11月6日 社援施第44号) 参照

## 13 入札（現場）説明

- (1) 入札時の注意事項、無効になる入札等の説明を行う。説明しなかった事項は、入札に際して行うことはできない。
- (2) 設計図等必要な資料は、すべての参加者に平等に配付すること。
- (3) 説明後質問期間を設け、その際に行われた質疑はすべての参加者に連絡すること。質問及び回答は文書の送受によって行うこと。電話や口頭による質問及び回答は行わないこと。
- (4) 談合、一括下請契約が禁止されていること、契約条件（工事履行保証保険の加入、請負代金の支払時期等）、市等から指導があった場合は従うことなどを明確にしておくこと。
- (5) 入札参加者ごとに異なる日時を設定して設計図等を配布すること。

## 14 見積期間

建設工事に係る入札（現場）説明から入札までの見積期間は、土・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から1月3日、通知日及び入札日を除いた次に掲げる期間とする。

### (1) 建設工事

やむを得ない事情があるときは、5日以内に限り短縮することができる。建築業法第20条、建設業法施行令第6条参照。

- (ア) 工事一件の予定価格が500万円以上5,000万円未満の工事については、10日以上
- (イ) 工事一件の予定価格が5,000万円以上の工事については、15日以上

## (2) 物品購入

やむを得ない事情があるときは、一般競争入札の場合に限り、5日以内に限り短縮することができる。

(7) 一般競争入札の場合については、10日以上

(4) 指名競争入札の場合については、3日以上

## 15 入札執行等

(1) 入札には、監事、複数の理事及び（評議員会の設置がある場合）複数の評議員（理事長の6親等以内の血族、配偶者等租税特別措置法施行令の規定による「特殊の関係にある者」を除く。）を立ち合わせる（理事長は通常入札執行者として参加。）。なお、市が必要と認めるときは、市の職員が立ち会うものとする。

(2) 入札回数は1回とし、公告であらかじめ明らかにしておくこと。同額で複数の業者が落札した場合は、くじ引きで落札業者を決定すること。

(3) すべての入札参加者に入札金額見積内訳書を提出させること。

(4) 入札結果は、入札後速やかに各関係課に報告するとともに、公表すること。

## 16 談合予防

談合に関する情報提供があった場合は、情報提供者及び参加業者から事情を聴取し、入札の延期・中止を含め慎重に対応すること。経緯について記録をとり、関係各課と協議すること。越谷市談合情報対応要領参照（平成11年6月1日施行）。

## 17 契約保証金、工事履行保証措置及び工事監理

(1) 契約保証金を徴収するかどうかは法人の判断による。公告・入札説明で徴収の有無を明確にすること。なお、契約保証金の徴収を免除する場合の工事履行保証措置は、工事履行保証保険によることとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。

(2) 工事監理は、設計事務所等による監理によること。

工事履行保証保険：工事請負者が工事続行不能になった場合に、発注者の損害を回避するために、工事請負額の10分の1以上の金額を保証する契約を工事請負者が保証会社と結ぶもの。

## 18 入札後報告

法人は、以下の添付資料とともに入札結果報告書（様式7）を入札後1週間以内に当該補助事業を所管する関係各課に提出しなければならない。

(1) 一般競争入札の場合

添付書類：(7) 契約方法等に関する審議を行った理事会の議事録写し

(4) すべての入札書の写し

(7) 入札参加資格の確認資料

(2) 指名競争入札の場合

- 添付書類 : (7) 契約方法等に関する審議を行った理事会の議事録写し  
(i) すべての入札書の写し

## 19 入札結果の公表

- (1) 法人は、入札結果を入札結果報告書により、一般の閲覧に供すること。
- (2) 公開は、法人のホームページ、広報誌、運営する施設内の掲示板、業界新聞などへの掲載により行う。なお、法人のホームページで公表がされない場合には、市ホームページにて入札結果報告書の内容について公表する。

## 20 契約締結

- (1) 契約書には、契約の目的、契約金額、工事期間、契約代金の支払方法（前払い、部分払い、完成払い）、一括下請負の禁止、下請業者名の報告義務、その他約款事項等を記載すること。
- (2) 入札が適切に行われたことを市が確認する前に契約を締結するときには、落札者が入札参加資格を満たさない場合及び入札結果が不適切と判断された場合には、契約を解除する旨、契約書に明記しなければならない。
- (3) 契約書は事業者（発注者）と業者（請負者）の両者が署名捺印したものを2通作成し、印紙税法で定められた収入印紙を貼付したうえで、両者が各1通を保管すること。
- (4) 法人は、契約締結に関する審議を行った理事会の議事録写し及び工事請負契約書の写しを契約締結後2週間以内に当該補助事業を所管する関係各課に提出しなければならない。
- (5) 法人は、工事請負状況（様式8）を備え付け、監査・検査の際に速やかに提出できるようにすること。

## 21 市の助言

市は、法人が行う契約手続きに関して、必要に応じて助言することができる。

附 則（福祉部長・子ども家庭部長決裁）

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

(別紙 1)

## 入札参加基準・業者選定基準

(競争入札に参加できる者の基準)

※ 入札参加資格は、原則、越谷市競争入札参加資格者名簿に登載された者で、次の表によるものとする。

### 1 一般競争入札 (公告時の基準)

#### (1) 工事関係

発注の基準となる設計金額	競争入札参加資格者の名簿の業者格付け
6,000 万円以上	A
2,000 万円以上 6,000 万円未満	B
1,000 万円以上 2,000 万円未満	C

### 2 指名競争入札 (指名時の選定基準)

#### (1) 工事関係

発注の基準となる設計金額	指名業者数
1 億円以上	10 社以上
5,000 万円超 1 億円未満	8 社以上
1,000 万円以上 5,000 万円以下	6 社以上

#### (2) 物品関係

発注の基準となる設計金額	指名業者数
2,000 万円以上	8 社以上
1,000 万円超 2,000 万円未満	7 社以上
500 万円以上 1,000 万円以下	6 社以上

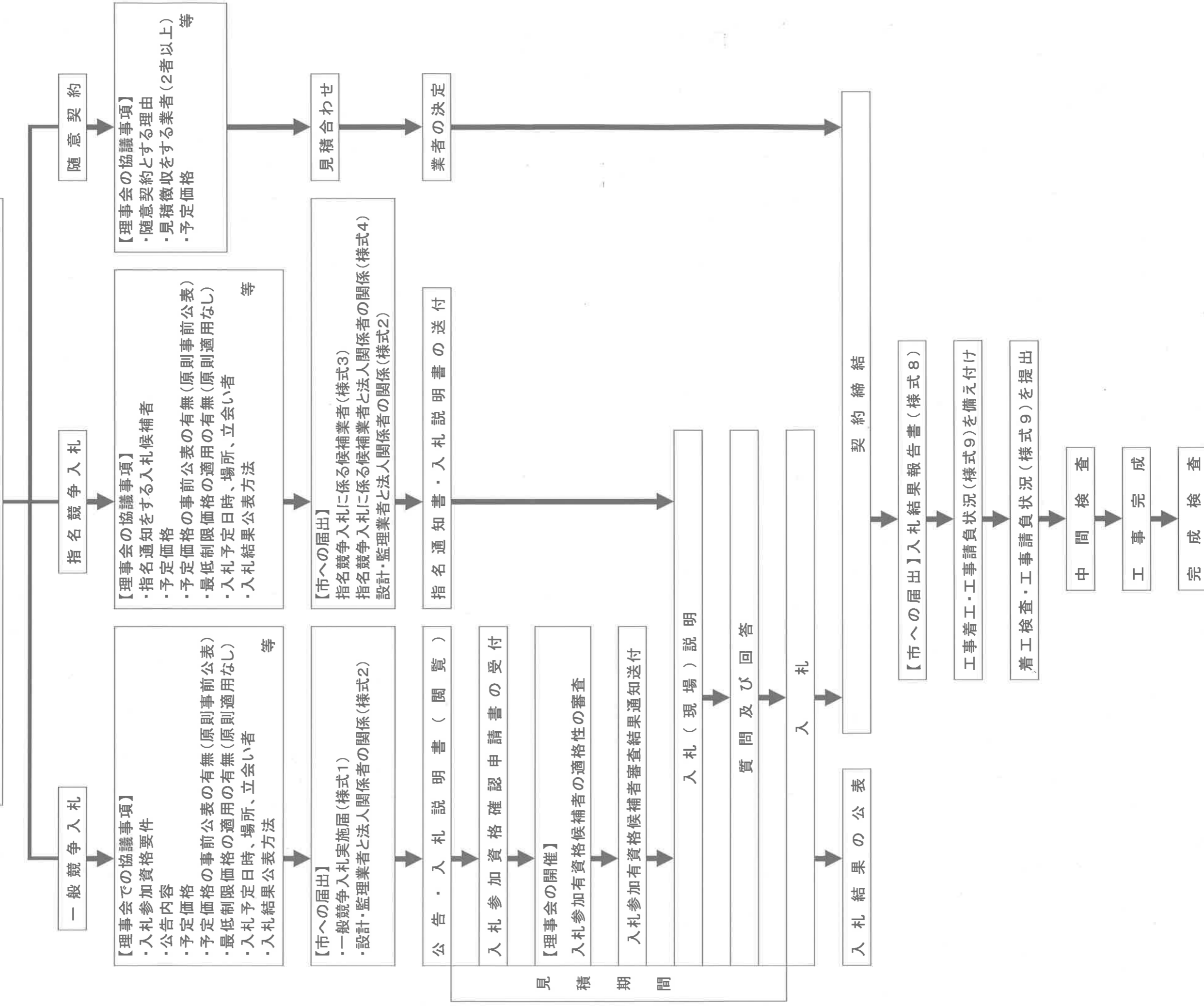
(注 1) 等級格付及び点数 (客観点と主観点の合計値) が表示された競争入札参加資格者名簿は、越谷市ホームページに掲載されている。

(注 2) 等級格付けは、客観点 (建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査の総合評点) に加え、主観点 (越谷市独自の評価点、詳細は越谷市ホームページ参照) を加算し決めている。

※越谷市ホームページ <http://www.city.koshigaya.saitama.jp/jigyosha/nyusatukeyaku/index.html>

契約事務処理フロー図（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）・・・工事業者の選定

【理事会の開催／協議事項】  
・契約締結方法（一般競争入札・指名競争入札・随意契約のいずれかを選択）の決定  
・決定した契約締結方法により以下の協議が必要





(様式1)

平成 第 年 月 日 号

越谷市長 宛

社会福祉法人

理事長



一般競争入札の実施について（報告）

下記の施設整備に係る一般競争入札を実施しますので、報告します。

記

1 施設名（仮称）

2 入札内容

(1) 工事内容 工 事 名  
執行予定額 円

(2) 物品関係 物 品 名  
執行予定額 円

※（1）又は（2）に○印を付けること。

3 公告の方法、時期及び入札時期等

(1) 公告の方法

(2) 公告の時期

(3) 入 札 時 期

(4) 公告の内容

4 入札参加基準

(様式2)

第 号  
平成 年 月 日

越谷市長 宛

社会福祉法人

理事長



### 設計・監理業者と法人関係者の関係

設計・監理業者名について、下表の各項目ごとに「関係者」の有無を記載してください。「関係者」とは、委託業者の役員・支店長等に法人の理事会の構成員や施設長本人並びにその親族が就任している場合とします。

工事名	委託業者	理事長 本人	理事長 親族	理事 本人	理事 親族	施設長 (就任者) 本人	施設長 (就任者) 親族

- ※ 1 関係者がいる場合は、該当欄に「○」を、いない場合は「-」を記入すること。
- 2 親族は、3親等以内の親族とする。

(様式3)

平成 第 年 月 日

越谷市長 宛

社会福祉法人  
理事長



指名競争入札に係る候補業者について（依頼）

下記の施設整備に係る業者について候補業者を選定しましたので、資格確認につきましてよろしくお願ひします。

記

1 施設名（仮称）

2 入札内容

(1) 工事内容 工 事 名  
執行予定額 円

(2) 物品関係 物 品 名  
執行予定額 円

※ (1) 又は (2) に○印を付けること。

3 候補業者名

業者名	代表者名	所在地・電話番号	資格審査数値又は 経営事項審査点数	確認欄

4 理事会予定日時 平成 年 月 日

5 担当者 氏名  
連絡先

- (注) 1 業者名は、株式会社の文字の位置に注意して正式名称を記載すること。  
2 支店等の場合は、業者名等は当該支店名を記載すること。  
3 確認欄は法人では記載しないこと。

(様式4)

第 号  
平成 年 月 日

越谷市長 宛

社会福祉法人

理事長

印

### 指名競争入札に係る候補業者と法人関係者の関係

各工事又は物品の候補業者名について、下表の各項目ごとに「関係者」の有無を記載してください。「関係者」とは、各候補業者の役員・支店長等に法人の理事会の構成員や施設長本人並びにその親族が就任している場合とします。

工事名 又は 物品名	候補業者	理事長 本人	理事長 親族	理事 本人	理事 親族	施設長 (就任者) 本人	施設長 (就任者) 親族

- ※ 1 関係者がいる場合は、該当欄に「○」を、いない場合は「-」を記入すること。
- 2 親族は、3親等以内の親族とする。

(様式5)

\*1

〇〇〇第 号  
平成 年 月 日

様

法人名 \*2  
理事長 氏名 印

### 入札指名について (通知)

指名競争入札を下記により執行するに当たり、貴社が指名されたので、希望があれば当法人の規定に従い、設計図書、工事場所等を熟知の上、入札してください。 \*3

### 記

#### 1 入札対象工事

- (1) 工 事 名
- (2) 工 事 場 所

#### 2 入札執行に関する事項

(1) 入 札 日 時 平成 年 月 日 時 分

(2) 入 札 場 所

(3) 入札保証金

(4) 最低制限価格 無

(5) 設計図書を示す期間及び場所 \*4

ア 期 間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

イ 場 所

(6) 現場説明の日時及び場所 \*5

ア 日 時 平成 年 月 日

イ 場 所

#### 3 契約の特定条件

(1) 契約保証金

(2) 前金払い する ( ) しない

(3) 部分払い する しない

#### 4 注意事項

(1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。

(2) 入札に参加するために必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相

当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 工事期間は、契約の確定の日から平成 年 月 日までとする。

(5) 本契約の締結は本法人の理事会で承認を受けた後とする。

(6) 入札に参加を希望する場合は、必ず現場説明会に参加すること。 \*5

(7) 入札を辞退するときは、入札辞退届（別紙参考）により申し出ること。

(8) 工事履行保証措置は、工事履行保証保険によることとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。

## 5 連絡先

所在地

担当者氏名

電話番号

FAX番号

### (注)

\* 1 法人の文書規定に基づく文書記号を記載、無ければ番号のみで可能。

\* 2 法人認可前の場合は（仮称）社会福祉法人〇〇会、設立代表者とする。印は設立代表者の認め印を押印する。

\* 3 法人の会計規則等を入札前に配付すること。

\* 4 現場説明会の際に配付することも可能。

\* 5 又は入札説明会としても可能。

※物品購入で使用する場合には、この様式に準じて作成してください。

(様式6)

予 定 価 格 調 書		決定者印
		年 月 日
予定価格を次のとおり決定する。		
予定価格（消費税込み）	_____	円
（予定価格の100/108		円）
最低制限価格	_____	円
記		
工 事 名	_____	
執行予定額	_____	

備考：

- 1 「執行予定額」欄には、設計額、調査によって得た見積額等を記入すること。
- 2 記以下の項目の記入は、補助者が行うこと。
- 3 この様式により難しい場合は、この様式に準じて作成することができる。
- 4 予定価格及び最低制限価格は、理事長又はその委任を受けた者が自署すること。
- 5 決定者印欄には、理事長又はその委任を受けた者の認印を押印すること。  
(法人印等は不可)
- 6 最低制限価格は、設定した場合のみ記載すること。

(様式7)

# 入札結果報告書

平成 年 月 日

越谷市長 宛

下記のとおりに適正な入札が行われたことを報告します。

入札執行者	職・氏名	印
立会人	職・氏名	印
	職・氏名	印
	職・氏名	印
	職・氏名	印
	職・氏名	印
	職・氏名	印

工事名				
法人名				
入札年月日	平成 年 月 日	入札場所		
執行予定額 概	円	入札予定価格(消費税込み)	円	
入札予定価格の設定の根拠	入札予定価格の 100/108		円	
最低制限価格の設定の根拠	最低制限価格		円	
入札参加業者名	第 1 回目 入札金額 概	第 2 回目 入札金額 概	第 3 回目 入札金額 概	第 4 回目 入札金額 概
	円	円	円	円
落札価格 概	円	落札業者名		

- ※・契約方法等に関する理事会の議事録写しを添付すること。
- ・落札するまでの状況をすべて報告すること。(4回目以降)
- ・立会人全員が署名すること。
- ・落札価格は、入札金額に消費税額を加算した金額を記入すること。
- ・すべての入札書の写しを添付すること。
- ・最低制限価格は、設定した場合のみ記載すること。



(様式8)

# 工 事 請 負 状 況

法人名： \_\_\_\_\_

工事名： \_\_\_\_\_

	業 者 名	工 事 部 分	請負金額
契 約 業 者		(下請け部分を除く)	(契約金額)
下 請 業 者			

※ 工事契約が複数ある場合は、各工事契約ごとに別葉で作成してください。

(参考1)

入 札 辞 退 届

平成 年 月 日付け 第 号で下記について指名を受けましたが、  
都合により入札を辞退します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工事場所

平成 年 月 日

所在地  
会社名  
代表者職氏名



様

(参考2)

## 入 札 書

- 1 工 事 名
- 2 工事場所
- 3 金 額
- 4 入札保証金

平成 年 月 日

所在地

会社名

代表者職氏名

印

代理人氏名

印

様

(注意事項)

- 1 金額は算用数字で記入し、頭部に¥を付記すること。
- 2 代理人による入札の場合は、代理人印のみでよいこと。
- 3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(参考3)

## 入札・見積委任状

私は、\_\_\_\_\_ ㊞を代理人と定め、下記の工事に関する入札  
(見積) の一切の権限を委任します。

記

1 工事名

2 工事場所

平成 年 月 日

所在地

会社名

職・氏名

印

様

(注意事項)

- 1 委任者の印は、法人にあってはその権限を有する者の印とする。
- 2 受認者の印は認め印でも差し支えない

## 越谷市社会福祉施設整備工事検査実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、市から補助金の交付を受けて社会福祉施設を整備する社会福祉法人（設立準備会を含む。以下「法人」という。）に対して行う社会福祉施設整備工事検査（以下「検査」という。）に関し必要な事項を定めることにより、社会福祉施設の適正な整備を図ることを目的とする。

### (実施機関)

第2条 検査は、福祉指導監査課、施設整備担当課及び工事検査課で行うものとする。

### (検査の対象)

第3条 検査の対象は、市から5,000万円以上の補助金の交付を受け、又は受ける見込みのある法人が、新築し、増築し、改築し又は修繕する社会福祉施設とする。

### (実施区分)

第4条 検査の実施区分は、着工時検査、中間時検査及び完成時検査とする。

### (検査方法及び日数)

第5条 検査の方法は、実地検査とする。

2 検査の日数は、1社会福祉施設当たり1日とする。ただし、施設の規模及び検査の内容により、2日以上とすることができる。

### (実施時期)

第6条 検査の実施時期は、次のとおりとする。

- (1) 着工時検査 概ね杭打ち工事又は根切り工事の着工後
- (2) 中間時検査 概ね躯体工事の完了後
- (3) 完成時検査 概ね行政検査の完了後

(検査項目)

第7条 検査の項目は、次のとおりとする。

(1) 着工時検査

- ア 業者選定方法及び入札状況
- イ 工事施工業者、設計事務所（工事監理者）及び下請業者
- ウ 国庫補助協議書（補助金交付申請書）と請負工事との照合
- エ 工期、工程及び工事請負額
- オ 質的内容
- カ 工事監理の状況
- キ 工事施工業者等への支払状況
- ク その他必要な事項

(2) 中間時検査

- ア 工事施工業者、設計事務所（工事監理者）及び下請業者
- イ 国庫補助協議書（補助金交付申請書）と請負工事との照合
- ウ 進捗状況
- エ 設計変更の有無
- オ 出来形
- カ 質的内容
- キ 工事監理の状況
- ク 工事施工業者等への支払状況
- ケ その他必要な事項

(3) 完成時検査

- ア 完成建築物（附属設備機器類を含む。）と補助金交付申請書（実績報告書）との照合
- イ 設計変更の有無
- ウ 出来形
- エ 質的内容

オ 工事監理の状況

カ 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）の検査の状況

キ 工事施工業者等への支払状況

ク その他必要な事項

（検査実施通知）

第8条 施設整備担当課は、検査の実施に当たっては、福祉指導監査課との連絡調整に基づき、法人の理事長に対し、事前に検査の期日、検査担当者の氏名その他必要な事項を通知するものとする。

（検査の出席）

第9条 検査の実施に当たっては、2人以上の法人の理事（理事長を含む。）及び監事の出席を求めるものとする。

（事前提出資料）

第10条 検査は、別に定める社会福祉施設整備工事検査調書により行うこととし、施設整備担当課を通じ社会福祉法人等から事前に提出を受けるものとする。

（検査結果の講評）

第11条 福祉指導監査課、施設整備担当課及び工事検査課は、検査の終了後、法人の理事長に対し、検査の結果について講評を行うものとする。

（結果の通知等）

第12条 福祉指導監査課は、法人の理事長に対し、検査の結果を文書により通知するものとする。

2 福祉指導監査課は、検査に基づき改善を要すると認めるときは、当該法人に対し、文書により改善指導を行うものとし、所定の時期までに当該改善状況の報告を求めるものとする。

3 福祉指導監査課は、前項の報告に疑義が生じ、又は改善状況が不十分と認められるときは、当該法人に対し、必要な指導を行うものとする。

(関係課所との連携)

第13条 検査の重点事項及び実施計画の策定並びに検査の実施及び結果の処理に当たっては、関係課所と十分な連携のもとに行うものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、福祉指導監査課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。